

宍粟市の台所事情と わかりやすい今年の仕事

平成27年度予算説明



目 次

1. 平成27年度施政方針	1
2. 平成27年度予算の概要	
2-1. 一般会計の予算規模	2
2-2. 一般会計歳入予算	3
2-3. 一般会計歳出予算	5
2-4. 起債残高の状況	7
2-5. 基金残高の状況	7
3. 平成27年度主要事業一覧	
【地域創生事業】	8
3-1. 生活・環境	10
3-2. 健康・福祉・医療	10
3-3. 産業・観光・土木	12
3-4. 教育・文化・スポーツ	13
3-5. まちづくり・消防・防災	14
3-6. 行財政	15
4. 宍粟市の財政状況等	
4-1. 人件費について	16
4-2. 平成25年度決算における財政状況	18
4-3. 滞納状況について	21
5. 平成27年度宍粟市役所組織図	22
資料：分野別の主な補助事業・助成事業一覧	23

1. 平成27年度 施政方針

宍粟市においては、国に先駆けて平成26年度から「地域創造枠事業」に取り組んでいるところですが、国において推進される「地方創生」と一体的に取り組むことでより実効あるものとするため、引き続き「地域創造枠事業」に取り組むとともに、平成26年度3月補正に計上しました国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した地方版総合戦略の策定、人口減少の課題に対応した先行的な事業、プレミアム商品券の発行を通じた地域の活性化及び消費喚起に取り組めます。

また、平成27年度は、合併10周年を迎えることから、10月25日の山崎文化会館での記念式典を中心として各種の事業を展開します。

さらに、市民が住み慣れた地域において、健康で安心・安全にいきいきと暮らせる環境づくりとして、地域で医療・介護・生活支援等が一体的に提供できるよう地域包括ケアシステムの構築や、市民だれもがスポーツを通じて、健康でいきいきと過ごすことのできる「スポーツ立市」に向けた取り組みなど、そのきっかけづくりが重要であると考えております。

市民の皆さまとともに宍粟市の課題及び目標を共通認識し、合併による普通交付税の優遇措置の段階的縮減が始まる平成28年度以降を見据えつつ、将来にわたって持続可能で個性豊かな活力に満ちた強い自治体づくりを進め、まちの将来像である「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現をめざした取り組みを展開します。また、地域が自ら考え地域の特性を活かしたまちづくりの取り組みなど、施策の優先性・緊急性をふまえ、未来の宍粟市の発展につながるよう、全力をもってまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

宍粟市長

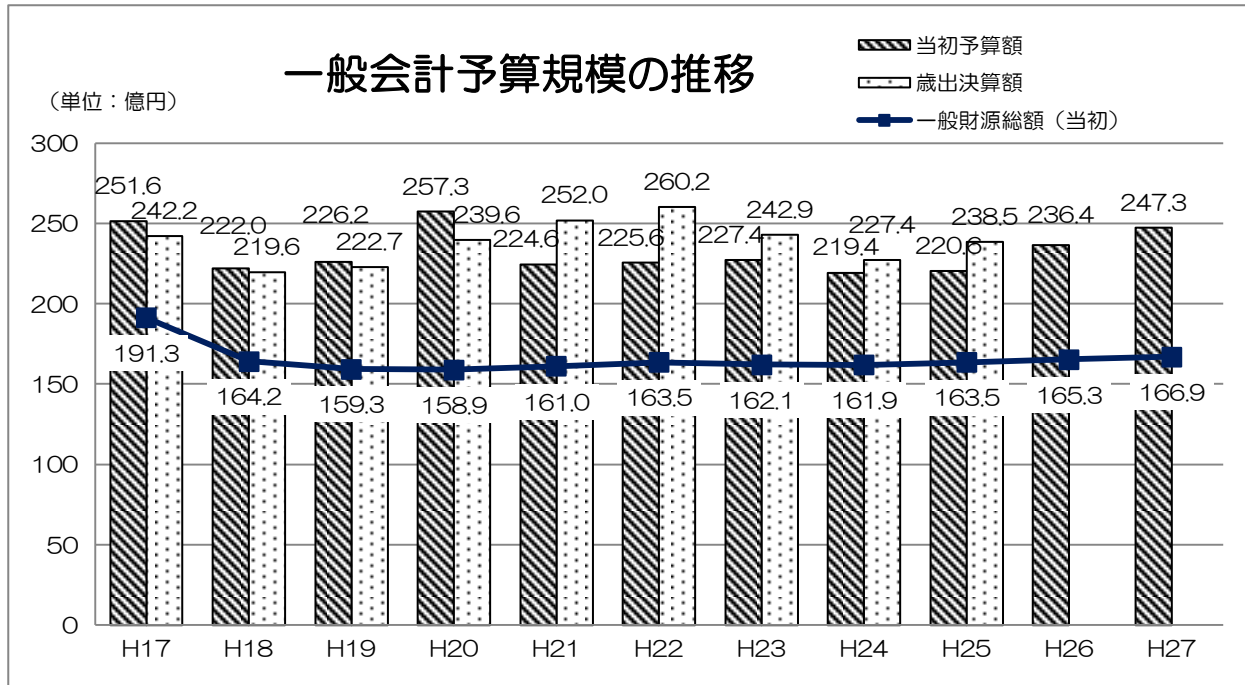
福元晶三

2. 平成27年度予算の概要

2-1 一般会計の予算規模

平成27年度当初予算 247億3,000万円

〈 対前年度当初予算比 +10.9億円 +4.6% 〉



【参考】

平成27年度穴栗市全会計予算

(単位：千円、%)

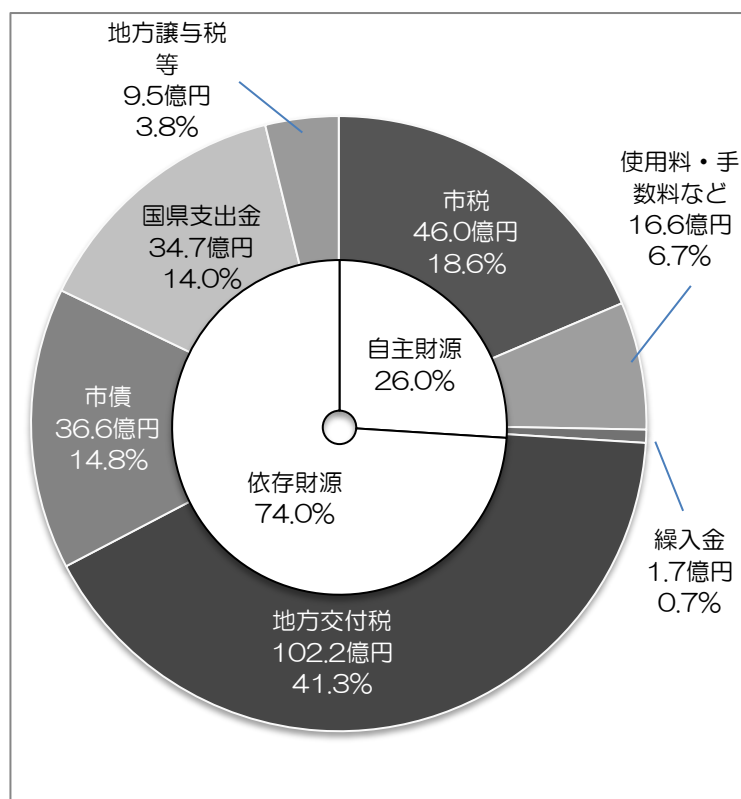
区 分		27年度 予算額 A	26年度 予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B*100
一般会計		24,730,000	23,640,000	1,090,000	4.6
特別会計	国民健康保険事業	5,287,796	4,663,770	624,026	13.4
	国民健康保険診療所	324,789	344,003	△ 19,214	△ 5.6
	鷹巣診療所	9,268	9,410	△ 142	△ 1.5
	後期高齢者医療事業	516,192	509,603	6,589	1.3
	介護保険事業	4,423,814	4,516,435	△ 92,621	△ 2.1
	下水道事業	2,186,820	1,836,132	350,688	19.1
	農業集落排水事業	752,724	737,164	15,560	2.1
	小計	13,501,403	12,616,517	884,886	7.0
企業会計	水道事業	2,846,761	2,857,194	△ 10,433	△ 0.4
	病院事業	4,892,979	5,043,302	△ 150,323	△ 3.0
	農業共済事業	84,617	80,084	4,533	5.7
	小計	7,824,357	7,980,580	△ 156,223	△ 2.0
合 計		46,055,760	44,237,097	1,818,663	4.1

※企業会計の額は収益的支出＋資本的支出の合計額

2-2 一般会計歳入予算

(単位：千円、%)

区 分		27年度 A	26年度 B	増減額 C(A-B)	増減率 C/B*100	27年度の 構成比
自主財源	市税	4,595,998	4,676,100	△ 80,102	△ 1.7	18.6
	分担金及び負担金	256,295	234,514	21,781	9.3	1.0
	使用料及び手数料	376,523	390,729	△ 14,206	△ 3.6	1.5
	財産収入	181,196	162,689	18,507	11.4	0.7
	寄附金	101,001	5,001	96,000	1,919.6	0.4
	繰入金	169,298	42,059	127,239	302.5	0.7
	繰越金	1	1	0	0.0	0.0
	諸収入	746,361	694,417	51,944	7.5	3.0
	小計	6,426,673	6,205,510	221,163	3.6	26.0
依存財源	地方譲与税	166,833	176,800	△ 9,967	△ 5.6	0.7
	税交付金（地方消費税など）	756,819	555,300	201,519	36.3	3.1
	地方特例交付金	15,515	15,500	15	0.1	0.1
	地方交付税	10,220,000	10,120,000	100,000	1.0	41.3
	交通安全対策特別交付金	7,400	7,400	0	0.0	0.0
	国庫支出金	1,905,246	1,870,775	34,471	1.8	7.7
	県支出金	1,567,214	1,409,415	157,799	11.2	6.3
	市債	3,664,300	3,279,300	385,000	11.7	14.8
	うち臨時財政対策債	830,000	900,000	△ 70,000	△ 7.8	3.4
	うち臨時財政対策債以外	2,834,300	2,379,300	455,000	19.1	11.5
	小計	18,303,327	17,434,490	868,837	5.0	74.0
合 計		24,730,000	23,640,000	1,090,000	4.6	100.0



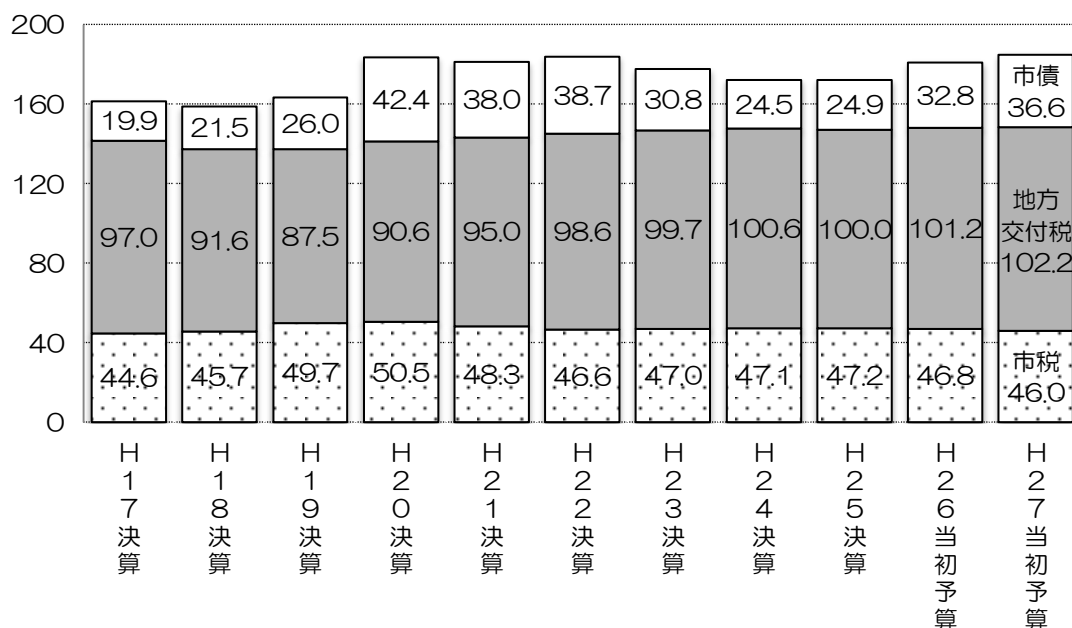
用語解説	
繰入金	基金からの収入です。
地方交付税	国税の一定割合を財源として全国どの市町村も一定水準の行政サービスが行えるよう、市税の不足分を補うために交付されるものです。
市債	市が事業を行うために、多額の資金を必要とするときに政府や銀行などから資金を調達するもので、長期的な借入金です。
国県支出金	市が行う事業に対し、国や県が市に支出するものです。負担金や補助金、委託金があります。

主な歳入の状況

- 市税は約46.0億円。景気回復の兆しが弱く市民税が減少傾向にあるなど対前年度1.7%の減。歳入の18.6%を占めています。
- 地方交付税は、税収の減や臨時財政対策債の減、地方消費税の増等を反映し、1.0%の増を見込んでいます。
- 地方交付税は歳入の41.3%です。
- 市債のうち、臨時財政対策債（地方交付税の財源不足補てん分）は7.8%の減。合併特例事業債は県有地跡地整備や一宮北小学校の整備などに活用します。

主な歳入の推移

(単位：億円)

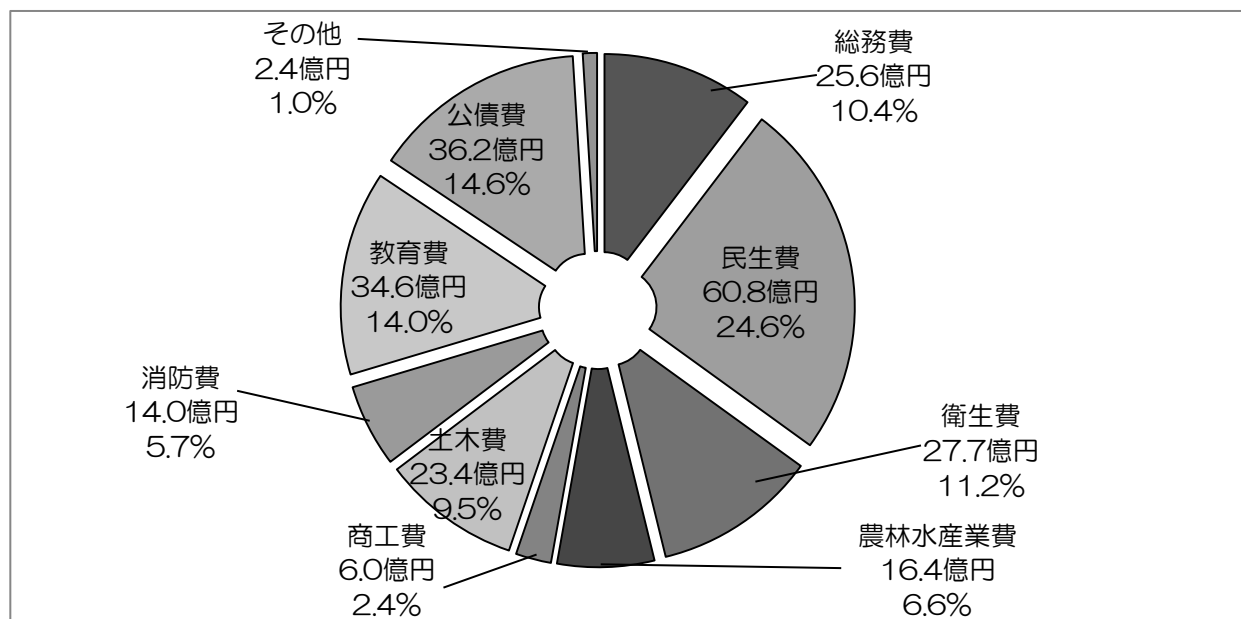


2-3 一般会計歳出予算

【目的別】（法令で定める予算の科目別区分）

（単位：千円、％）

区 分	27年度 予算額 A	26年度 予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B*100	27年度の 構成比
議会費	194,743	183,546	11,197	6.1	0.8
総務費	2,564,403	2,110,474	453,929	21.5	10.4
民生費	6,076,665	6,491,598	△ 414,933	△ 6.4	24.6
衛生費	2,774,304	2,518,408	255,896	10.2	11.2
農林水産業費	1,644,508	1,513,856	130,652	8.6	6.6
商工費	604,106	607,261	△ 3,155	△ 0.5	2.4
土木費	2,343,160	2,192,748	150,412	6.9	9.5
消防費	1,400,167	1,189,324	210,843	17.7	5.7
教育費	3,455,557	3,034,578	420,979	13.9	14.0
災害復旧費	19,402	29,507	△ 10,105	△ 34.2	0.1
公債費	3,622,760	3,738,456	△ 115,696	△ 3.1	14.6
諸支出金	225	244	△ 19	△ 7.8	0.0
予備費	30,000	30,000	0	0.0	0.1
合 計	24,730,000	23,640,000	1,090,000	4.6	100.0



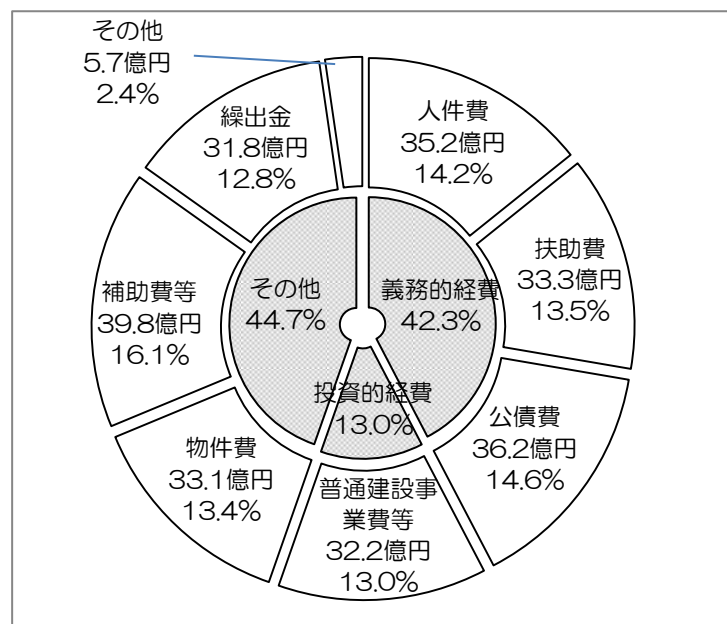
主な歳出（目的別）の状況

- ・ 市民1人当たりの支出額は約61万円。
- ・ 総務費は、県有地跡地整備や地域おこし協力隊事業、コンビニ交付システム構築等に取り組み、21.5%の増です。
- ・ 教育費は、千種B&G海洋センタープール改築等により13.9%の増。
- ・ 民生費は、幼保一元化施設（千種）整備等の減で、6.4%減少しています。

【性質別】（財政体質を分析するため、国の統計等で用いる区分）

（単位：千円、％）

区 分		27年度 予算額 A	26年度 予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B*100	27年度の 構成比
義務的経費	人件費	3,516,882	3,531,644	△ 14,762	△ 0.4	14.2
	扶助費	3,333,491	3,275,943	57,548	1.8	13.5
	公債費	3,622,483	3,738,186	△ 115,703	△ 3.1	14.6
	小計	10,472,856	10,545,773	△ 72,917	△ 0.7	42.3
投資的経費	普通建設事業費	3,203,839	2,929,192	274,647	9.4	13.0
	うち補助事業	1,072,551	1,005,147	67,404	6.7	4.4
	うち単独事業	2,131,288	1,924,045	207,243	10.8	8.6
	災害復旧事業費	19,402	29,507	△ 10,105	△ 34.2	0.1
	小計	3,223,241	2,958,699	264,542	8.9	13.0
その他経費	物件費	3,313,146	2,906,300	406,846	14.0	13.4
	維持補修費	92,293	85,808	6,485	7.6	0.4
	補助費等	3,976,824	3,668,786	308,038	8.4	16.1
	貸付金・投資及び出資金	335,000	345,000	△ 10,000	△ 2.9	1.4
	積立金	111,405	12,760	98,645	773.1	0.5
	繰出金	3,175,235	3,086,874	88,361	2.9	12.8
	予備費	30,000	30,000	0	0.0	0.1
	小計	11,033,903	10,135,528	898,375	8.9	44.7
合 計		24,730,000	23,640,000	1,090,000	4.6	100.0

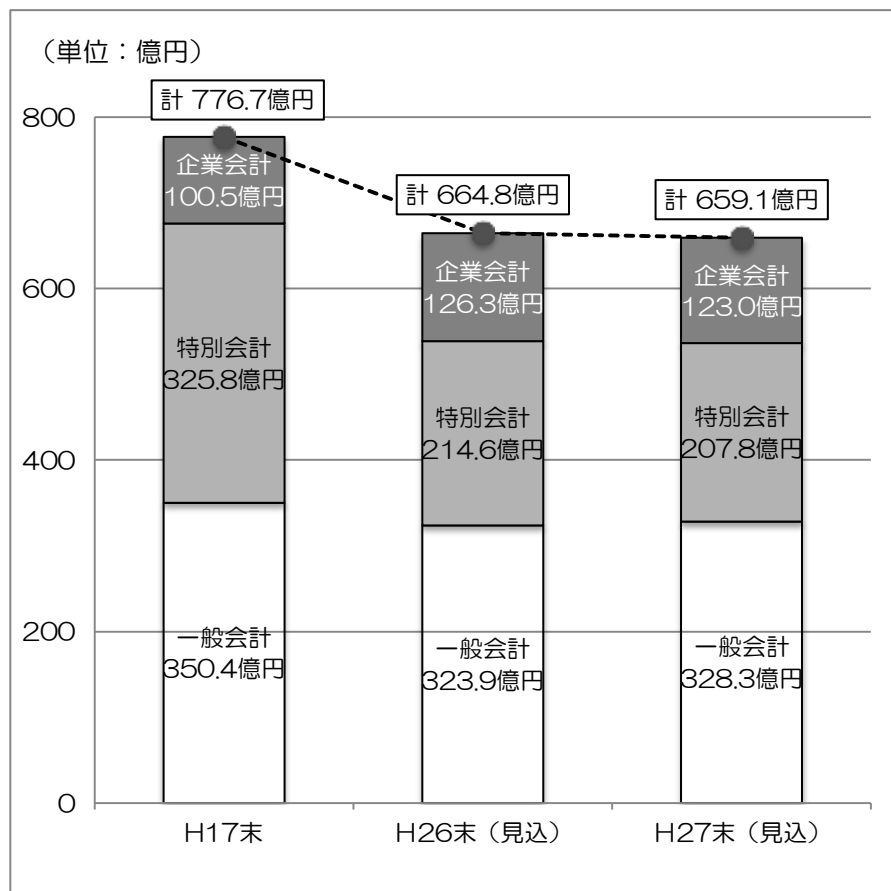


用語解説	
人件費	職員給料や議員その他の特別職への報酬などです。
扶助費	生活保護法や児童福祉法など法令に基づく支給です。
公債費	市が借り入れた借金（市債）の返済のための経費です。
普通建設事業費	道路や橋梁、学校などの公共施設や公用施設の整備のための経費です。
物件費	委託料、消耗品、電気代、賃金、郵便料などです。
補助費等	企業会計、一部事務組合、民間に対し、行政上の目的のために支出する経費です。
繰出金	特別会計に対し支出する経費です。

主な歳出（性質別）の状況

- ・ 義務的経費は歳出全体の42.3%を占めています。
- ・ 投資的経費の市民1人当たりの額は、約7万9千円です。
- ・ 物件費は、情報処理システムの更新やコンビニ交付システム構築、ふるさと納税特産品などで、14.0%の増。補助費等は消防無線デジタル化負担金や多面的機能支払交付金などで8.4%の増です。

2-4 起債残高の状況



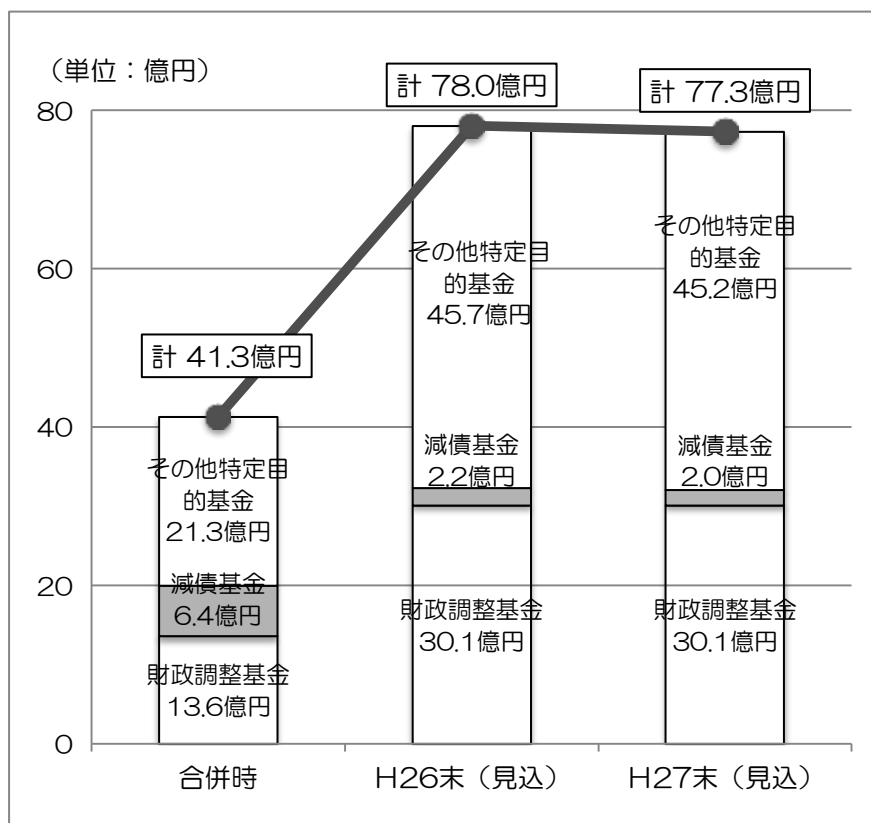
◆659億円の借金

平成17年度末と比べて全会計の起債（借金）残高は約118億円の減です。全会計の起債残高は659億円ですが、残高のうち、普通交付税に算入される額を除くと、税等で負担する実質的な額は約266億円と推計しています。

◆人口1人当たりの借金

平成27年度末の人口1人当たりの全会計起債残高（借金）は、約162万円です。

2-5 基金残高の状況



◆財政調整基金

※特定の目的のみに使える基金（特定目的基金）と違い、災害等で急な対応が必要な場合など、財政不足に備えるための基金です。

平成27年度当初予算では、財政調整基金の取崩しは行っていません（5年連続）。平成27年度末残高は約30億円の見込みです。

◆人口1人当たりの貯金

平成27年度末の人口1人当たりの基金（貯金）残高は、約19万円です。

3. 平成27年度主要事業一覧

平成27年度における新規事業や市の抱える諸課題を重点的かつ計画的に解決するための主要な事業を紹介します。

【地域創生事業】

まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方公共団体の地域の消費喚起策や、今後5年間の地方公共団体における「まち・ひと・しごと」づくりをさらに推進するための地方版総合戦略策定などについて、国の支援交付金が創設され、平成26年度3月補正に計上・翌年度へ繰越し、平成27年度に実効ある施策として取り組むものです。

穴栗産物販売促進事業	258万円
市内直売所やアンテナショップにおいて、穴栗産物シールを添付しブランド化を図るとともに、市外への販売開拓を図ります。	
就農・定住促進事業	132万円
新規で就農をめざす方へ支援するとともに、農地の有効活用による地域活性化を図る。	
林業担い手育成対策事業	30万円
森林の維持増進を図るため、林業事業体が雇用する正規林業従事者の育成経費の一部を支援します。	
穴栗材利用推進事業	360万円
穴栗材の利活用を推進するため、穴栗材のPRに係る経費を支援します。	
企業誘致事業	296万円
地域経済の活性化と雇用の安定拡大のため、企業誘致推進員を設置し企業誘致を図ります。	
大学連携商店街活性化事業	180万円
最上山もみじ祭りにおいて、市内の生産者や加工業者、学校関係、市外の大学や各種団体が空き店舗等を活用し臨時のショップやカフェを運営し、山崎商店街への誘客を図ります。	
消費喚起プレミアム商品券発行事業	8,743万円
プレミアム商品券を発行し、市内商店等における新たな消費拡大に結び付け経済循環型消費を図ります。	

3. 平成27年度主要事業一覧

【地域創生事業】

国道29号北部活性化事業	936万円
「森林セラピー事業、氷ノ山ツーリズム推進事業など国道29号沿線に点在する地域資源を連携・活用する事業を展開し、市北部エリアの集客を促進することにより、沿線地域の活性化を図り、市域全体の活性化へつなげていきます。	
観光振興支援事業	544万円
観光リーダー養成セミナー、日本酒発祥の地サミットの開催、神戸における「穴栗おもてなし市」の開催等について観光協会とタイアップして観光の振興を図ります。	
通勤・通学費助成事業	353万円
公共交通を利用した市外（西播磨・中播磨地域を除く）への通勤及び通学者に月額20,000円を上限に通勤手当分を控除した3分の1の費用を助成します。	
楽しそう定住促進事業	463万円
田舎暮らしを志向する都市住民に対して、相談員を配置して市内の情報収集と市外での情報提供に努めるとともに、ラジオを活用して穴栗市の魅力を効果的に発信し定住の促進を図ります。	
空き家活用支援事業	975万円
空き家の有効活用と定住者の住居取得を推進するため改修費用の一部を支援します。	
出会い応縁事業	250万円
男女の出会いの場の提供や支援を行うことにより、未婚化・晩婚化の解消を図ります。	
消防団員婚活イベント	133万円
消防団活動に励む独身団員の婚活を手助けし人口増加と消防団の組織強化を図ります。	
公共交通再編事業	1,984万円
公共交通ネットワーク全体として、常に利便性の高いサービスを効率的に提供するとともに、将来を見据えた持続可能な公共交通の再編を目指します。	
地方版総合戦略策定事業	1,000万円
「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定します。	

3. 平成27年度主要事業一覧

3-1. 生活・環境

再生可能エネルギー普及促進事業	2,600万円
グリーンエネルギー機器（太陽光発電・小水力発電）、木質バイオマスエネルギー機器（ペレットストーブ・薪ストーブ等）の導入経費の一部助成等を行います。また、公共施設へ木質ペレットストーブを設置します。	
小水力発電導入事業	950万円
環境基本計画の重点目標である2030年度エネルギー自給率70%の実現に向け、地域小水力発電を1年に1ヶ所導入していくため、候補地を選定し事業性評価調査を実施します。	
リサイクル資源集団回収奨励金	1,200万円
ごみの減量化及び資源の有効活用を図るため、リサイクル資源（紙類、布類、ビン類、缶類等）の集団回収に対し奨励金を交付します。	
環境基本計画・地球温暖化実行計画策定業務	708万円
平成27年度に見直しする環境基本計画及び地球温暖化防止実行計画の策定に必要な基礎調査を行い、環境施策の実施効果や関連計画の達成状況を確認します。	
夢公園トイレ建替事業	2,890万円
トイレの老朽化、イベント時におけるトイレの不足等、利用者に不便をかけているため建替えします。	

3-2. 健康・福祉・医療

出会いサポート事業	200万円
社会福祉協議会に出会いサポートセンター業務を委託し、結婚相談や出会いイベントの情報発信、出会いの機会の提供など、地域の男女が気軽に利用できる出会いの場づくりを推進します。	
シルバーパワーアップ事業	332万円
高齢者が地域で自主的に取り組むいきいき百歳体操教室について、体操指導や体力測定などの支援を行います。	
外出支援サービス事業	9,989万円
外出が困難な高齢者や障がいのある人の自立と社会参加の促進のため、外出支援を行います。	
地域包括ケアシステムの構築（主な新規事業分）	559万円
「介護」「医療」「予防」、「住まい」「生活支援、福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅生活を支える仕組みとして、住み慣れた地域で暮らしを営めるよう体制整備を進めます。	

3. 平成27年度主要事業一覧

3-2. 健康・福祉・医療

相談支援事業所運営費	1,358万円
障害福祉サービスを利用するにあたっては、平成27年度からは対象者一人ひとりに「サービス等利用計画書」が必須となるため、計画書作成のための専門の事業所を開設し事業を推進します。	
生活困窮者自立支援事業	529万円
生活に困窮又は困窮の恐れがある者に対して、自立した生活の継続等に必要な支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図ります。	
特定健診無料・半額クーポン事業	34万円
初めて特定健診を受ける40歳の市民の自己負担を無料とし、以降5歳刻みの年齢にあたる市民の自己負担は半額にすることで、受診率の向上を図り、生活習慣病の早期発見・特定保健指導による生活改善を行います。	
予防接種事業	1億1,155万円
伝染病等の疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種を実施します。	
あずかり・学童保育事業	1億3,504万円
保護者が労働等により昼間家庭にいない園児・児童を、児童健全育成支援のため学校や幼稚園または民間委託によりあずかります。（小学校6年生まで拡充）	
少子化対策推進総合計画策定	551万円
深刻な少子化問題に対応するため、穴栗市の実情に応じた少子化対策推進総合計画を策定し、結婚から子育てまでの住みやすい環境を整えます。	
子育て世代の保育料軽減事業	
保育料を近隣市町と比較する中で、低所得者層の負担軽減や、第2子の保育料が第1子の半額となるように見直しを図ります。	
穴栗総合病院施設整備事業	9,913万円
快適な医療環境を保つため、院内改修を行い病院機能の向上を図ります。	
穴栗総合病院医療機器整備事業	1億4,000万円
安全・安心・信頼の医療を提供していくため、老朽化した医療機器の更新を行うとともに、医療の進歩に適応した新しい医療機器を導入します。	
診療所医療機器整備事業	112万円
安全・安心・信頼の医療を提供していくため、波賀・千種診療所の老朽化した医療機器の更新を行います。	

3. 平成27年度主要事業一覧

3-3. 産業・観光・土木

篠ノ丸城址・最上山周辺モミジ植栽事業	500万円
篠ノ丸城址・最上山公園周辺において支障木を伐採し、イロハモミジを植栽することで紅葉の名所として付加価値を高める。	
穴栗ものづくりフェア	64万円
穴栗市内の事業所で生産される工業製品の紹介やご当地グルメの販売などを通じて、地元企業への関心を高め、異業務マッチングや地元就労機会の拡大を図ります。	
中山間地域等直接支払交付事業	8,390万円
中山間地域の農地機能を維持するため、農業生産等の協定を定めた集落の活動を支援します。	
有害鳥獣捕獲事業、鳥獣被害防止柵設置事業	5,331万円
鹿や猪などの有害鳥獣による農作物被害防止のための捕獲や駆除活動、防護柵設置経費の補助をします。	
地産地消推進事業、内水面資源消費拡大事業	820万円
地場産物の利用拡大を推進するため、穴栗市産農産物やアユなどを学校給食に提供することにより、生産者の生産意欲向上と生産拡大を図ります。	
①森林管理推進事業 ②針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業	2億8,078万円
③緊急防災林整備事業 ④公有林整備事業	
①間伐が必要な人工林について、国の造林補助事業の補助残額に対して補助を行います。 ②水土保持能力の高い森林整備のため、スギ・ヒノキの人工林を部分伐採し、広葉樹を混合植栽します。 ③概ね45年生以下の人工林を間伐し、間伐材で土留め柵を設置し、防災能力を高めます。 ④原木の安定供給、森林の公益的機能の向上のため、率先して搬出間伐や植栽事業を実施します。	
橋梁長寿命化事業	3,300万円
橋梁の老朽度を調査し、予防的な修繕や補修により、橋梁の耐用年数の長期化を図ります。	
かわまちづくり事業（今宿・中広瀬地区）	6,100万円
揖保川河川改修にあわせ、水辺空間を市民に親しみが持てる、憩いとにぎわいの拠点として整備します。	
地籍調査事業	1億42万円
土地の所有者・地番・地目・面積・境界を明確にして、境界トラブルの未然防止、公共事業等の円滑化、災害復旧の迅速化、課税への適正化を図ります。	

3. 平成27年度主要事業一覧

3-4. 教育・文化・スポーツ

人権推進事業	796万円
人権施策推進計画に基づく人権尊重の社会の実現に向けた取組みとして、市民相談センターの運営をはじめ、人権問題に関する市民意識調査の実施や懇話会を開催します。	
千種中学校校舎耐震補強等事業	3億8,846万円
教育環境整備のため、校舎、技術棟、屋内運動場の耐震改修工事を行います。	
一宮北小学校整備事業	5億7,753万円
下三方、三方、繁盛小学校は児童数の減少により適正な集団規模が形成できない状況にあることから、これら3校を一宮北中学校に併設し、良好な学習環境を確保します。	
教育研修所機能強化事業	4,000万円
教育内容の質や教職員の指導力の向上、教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行うための教育研修所を移設し、教育環境の充実を図ります。	
ICT機器活用授業モデル事業	732万円
「わかりやすい授業づくり」を進めるため、大型モニタやタブレットPC等の導入についての調査研究を行います。	
特別支援教育総合サポート事業	5,218万円
特別な支援を必要とする児童生徒へきめ細やかな支援を行うため、学習時の支援や安全確保などのサポートを行う特別支援教育支援員及び専門の指導主事を配置します。	
しそう学校生き活きプロジェクト事業	650万円
各小・中学校が、自校における課題等を分析し策定した運営ビジョンに基づく事業計画に対し、課題等の解消に向け必要な予算を措置します。	
いじめ対策総合推進事業	158万円
いじめ問題等の解決に向けた支援体制の構築、未然防止、早期発見・早期対応等に総合的に取り組んでいきます。	
千種B&G海洋センタープール建設事業	4億5,500万円
平成28年度オープンに向け、千種B&G海洋センタープールの温水化に取り組み、学校プールとしての利用だけでなく、年間を通した市民の健康づくりと体力づくりを推進します。	
スポーツ立市推進事業	235万円
市民が気軽にスポーツに取り組める環境を整備し、市民の健康増進を図ります。	

3. 平成27年度主要事業一覧

3-5. まちづくり・消防・防災

しそう元気げんき大作戦事業	2,010万円
各まちづくり協議会において策定された「まちづくり計画」に基づき、小学校区以上の広域にわたる特色ある地域づくり活動を支援します。	
コミュニティ醸成支援事業	525万円
単位自治会の枠を超えたコミュニティの形成や地区自治会等の合意形成に基づく魅力ある活動を促進するため、地区自治会等が主体となるコミュニティ活動の拠点づくりや地区活動の活性化及び話し合いの場づくりなどを支援します。	
地域おこし協力隊事業	4,644万円
地域力の維持強化及び地域活性化を促進する担い手となる人材を地域外から積極的に招致し、その定住、定着及び起業を図ります。	
交通安全施設整備事業（通学路点検）	1,500万円
平成26年度に策定した穴栗市通学路安全プログラムに基づき、市道における通学児童生徒の安全を確保します。	
消費者行政推進事業	685万円
消費者の権利の尊重と自立のための支援として消費者相談を実施するとともに、消費生活センターの体制強化に努めます。	

3. 平成27年度主要事業一覧

3-6. 行財政

合併10周年記念事業	1,589万円
合併10周年、穴粟藩立藩400年及び播磨国風土記編纂1300年とあわせて、穴粟の歴史を振り返り、先人たちが育ててこられた自然と歴史と文化を再認識し、次の世代に伝えていくことを目的として、市民と団体、市が一体となって記念事業を実施します。	
県有地跡地活用整備事業	1億190万円
高速バス利用者の利便性の向上等を図るため、県有地跡地に高速バス利用者用駐車場とイベント時の臨時駐車場としても活用する多目的な広場を整備します。	
ふるさと納税推進事業	6,851万円
ふるさと納税の促進を図るため、積極的に啓発を行います。	
携帯電話基地局整備事業	1,760万円
ちくさ高原へのアクセス道路となる県道沿いの携帯電話不感エリアに基地局を整備します。	
下水道事業特別会計の公営企業会計適用事業	3,150万円
地方公営企業法を適用し、財政運営の明確化及び透明化を図ります。	
第2次穴粟市総合計画策定事業	482万円
H27で終了する第1次穴粟市総合計画を検証し、自治基本条例に基づきH28からの第2次穴粟市総合計画を策定します。	
コンビニにおける証明書等の自動交付事業	4,619万円
個人番号カードを利用して、住民票の写し等の各種証明書が、休日、時間外に全国のコンビニで取得できるサービスの提供を行い住民の利便性の向上を図ります。	

4-1 人件費について

(平成26年度予算：35億3,164万円)～

◎新規採用職員の初任給（一般職）（平成27年4月現在）

高校	14万6,500円	大学	17万4,200円
----	-----------	----	-----------

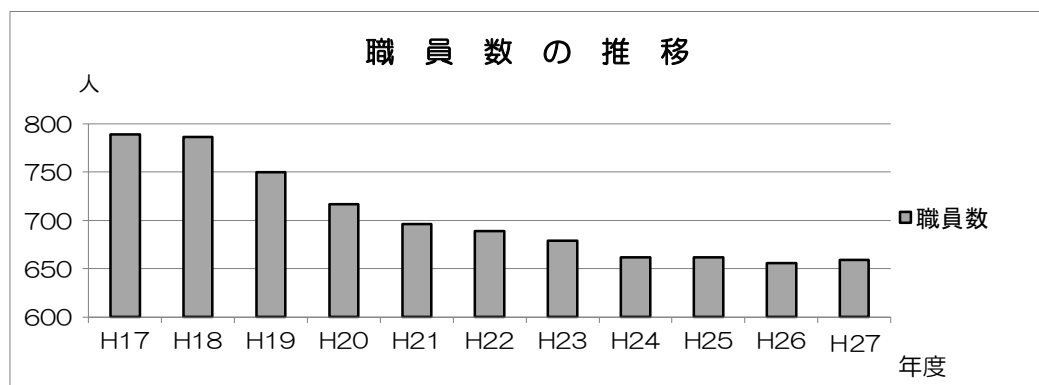
※給与とは、給料に扶養手当、時間外勤務手当などの手当を加えて算出したものです。

主な特別職等の給料・議員報酬は、次のとおりです。

市 長	88万円	議 長	44万8,000円
副市長	71万2,000円	副議長	37万円
教育長	63万8,000円	議 員	34万6,000円

① 職員数の推移（平成27年4月1日現在、公営企業、任期付職員等を含む）

このうち、病院職員を除く行政職員は549人から429人となり、120人の削減となっております。

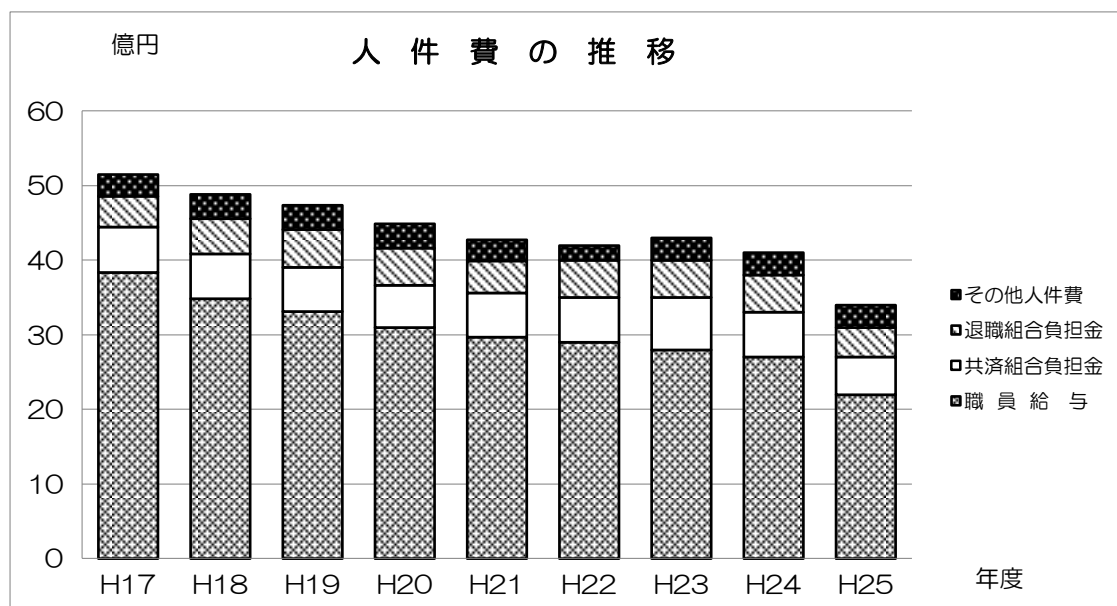


(単位：人)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
職員数	789	786	750	717	696	689	679	662	662	656	659

② 人件費の推移（決算統計資料より）

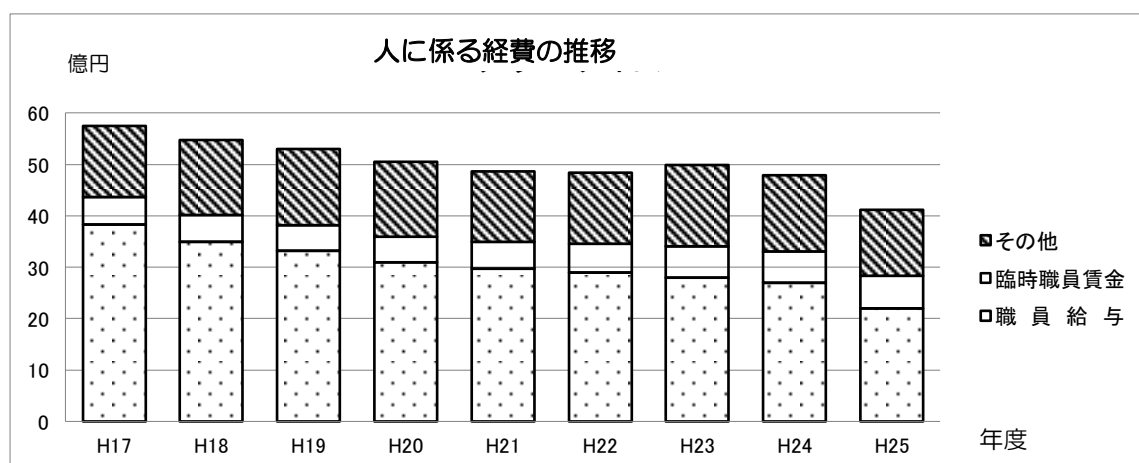
平成25年度の人件費総額は33億5,214万円で、前年度比7億4,181万円減となりました。
 これは平成25年度より消防職員71人が西はりま消防組合職員となったためです。
 なお、全会計の職員給与費の比較（消防職員除く）においても、1億3,808万円の減となっていますが、これは国の要請（東日本大震災関係）に基づく特例減額（△2.53%～△5.6%）や行政職員数の減によるものです。



【参考】人に係る経費の推移（人件費＋臨時職員経費）

人件費に臨時職員に係る経費を含めた、人に係る経費は、平成25年度決算で総額40億7,311万円、前年度比7億1,476万円の減となりました。

人件費は7億4,181万円減（上記の表参照）で、臨時職員賃金については、あすかり・学童保育事業や保育所運営などで賃金が増加しました。



4-2 平成25年度決算における財政状況

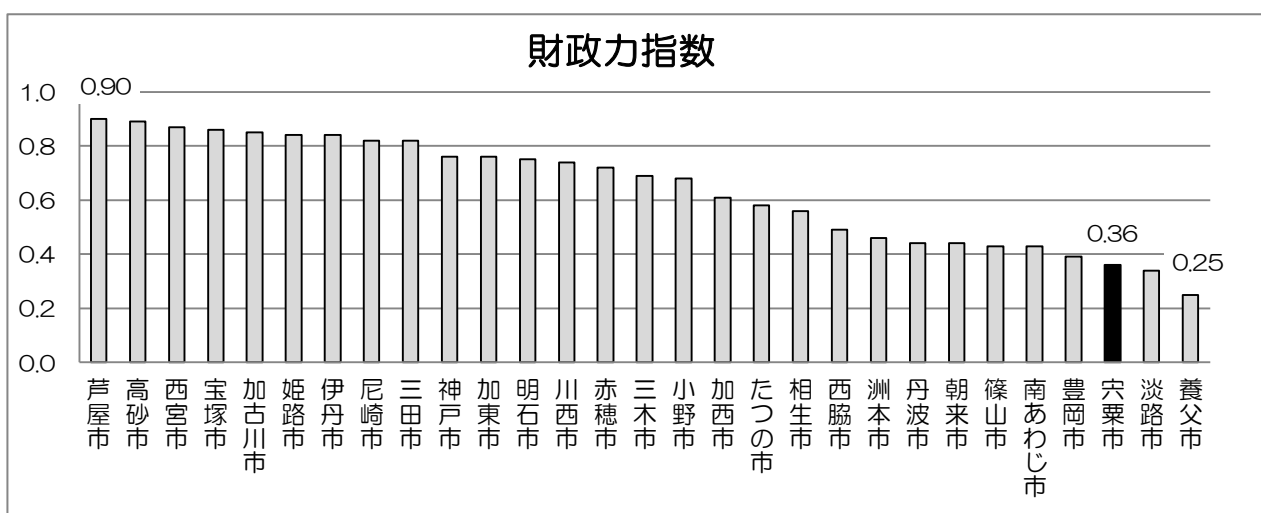
平成25年度決算における財政状況を県内の他市（29市）と比較します。

★財政力指数 0.36（前年度0.37）

財政力指数とは、基本的な財政運営を行うための経費の財源として、市税などの独自の収入でどれだけ賄えているかを示すものです。

この財政力指数が「1」以上の場合は、自主的な収入のみで市の財政運営ができることを表し、「1」未満の場合は、自主的な収入が不足しているため普通交付税で足りない部分を補うことになります。

宍粟市の場合は「0.36」で、大きな産業がないことなどから税収も少なく、行政サービスを行う上で、普通交付税に大きく依存しなければなりません。

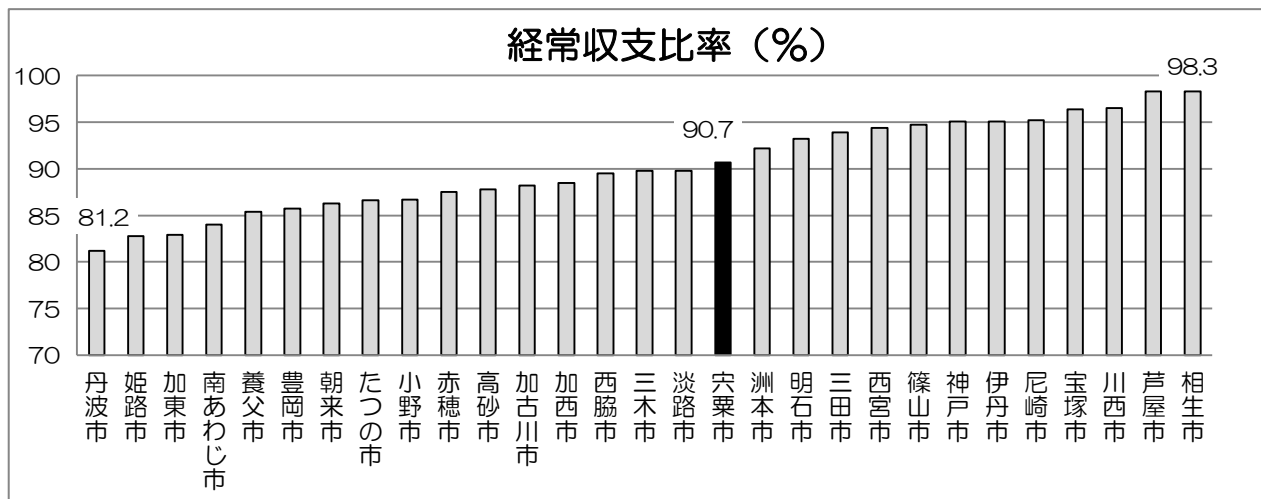


★経常収支比率 90.7（前年度91.7）

経常収支比率とは、市税や普通交付税などの毎年度決まって入ってくる使い道を限定しない収入に対し、毎年度決まって必要な経常経費の占める割合を示すものです。

この数値が低いほど、臨時的な経費に使えるお金が増えるため財政の自由度が大きくなります。

宍粟市の場合は「90.7%」で、前年度より1%改善しましたが、依然として高い比率であるため、今後も一層の経常経費の削減を図る必要があります。



★実質公債費比率 16.6（前年度18.2）

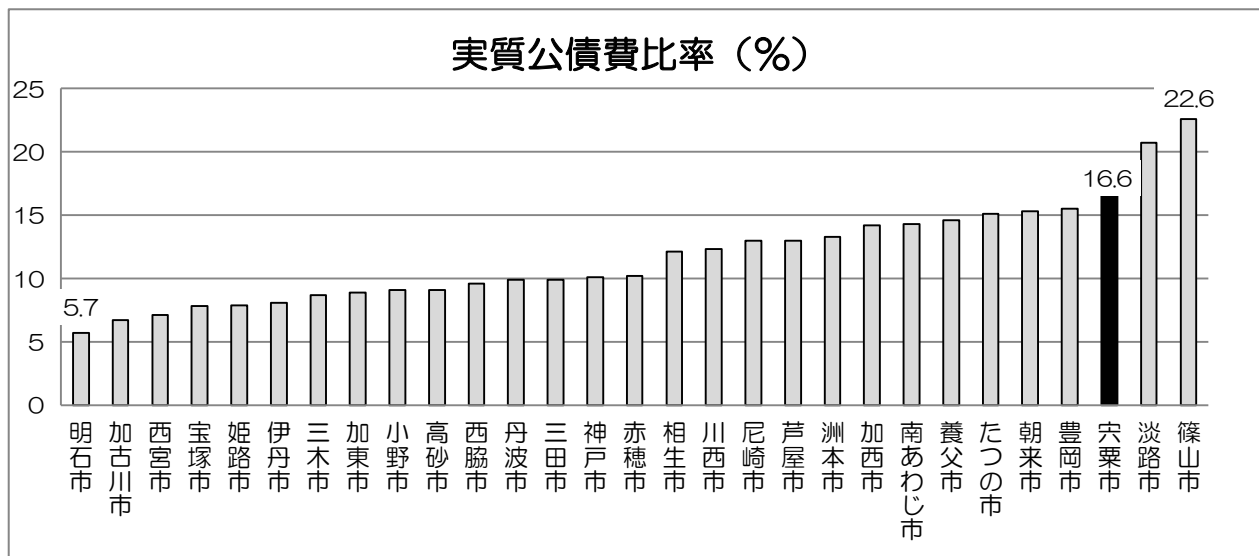
実質公債費比率とは、その団体の標準的な財政規模に占める公債費などの割合を示すものです。

公債費などには、一般会計における元利償還金のほか、公営企業などの元利償還金に対する繰出金や一部事務組合などの元利償還金に対する負担金なども含まれます。

この比率が18.0%以上になると起債を発行する際に県の許可が必要になります。

なお、比率の算定の際には、普通交付税において算入される額を除きます。

穴栗市の場合、平成25年度決算で比率は「16.6%」で、18.0%を切ったことにより地方債発行のための県の許可が不要となりました。

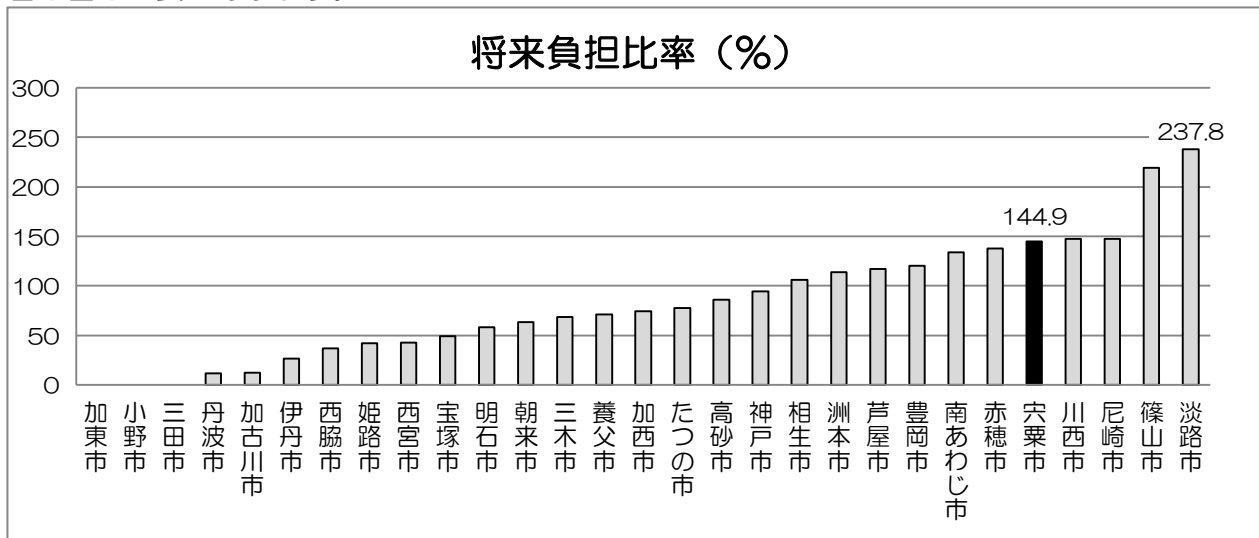


★将来負担比率 144.9（前年度169.6）

将来負担比率とは、その団体の標準的な財政規模に占める起債の残高などの割合を示すものです。

実質公債費比率が、その年度に支払った公債費の割合をみる指標であるのに対し、将来負担比率は起債の残高の割合をみる指標です。

穴栗市の場合は「144.9」と県内の他市と比較しても高いため、起債残高の抑制により改善を図る必要があります。



★市民1人あたりの「貯金」と「借金」の残高

・基金（貯金）残高は185,714円/人

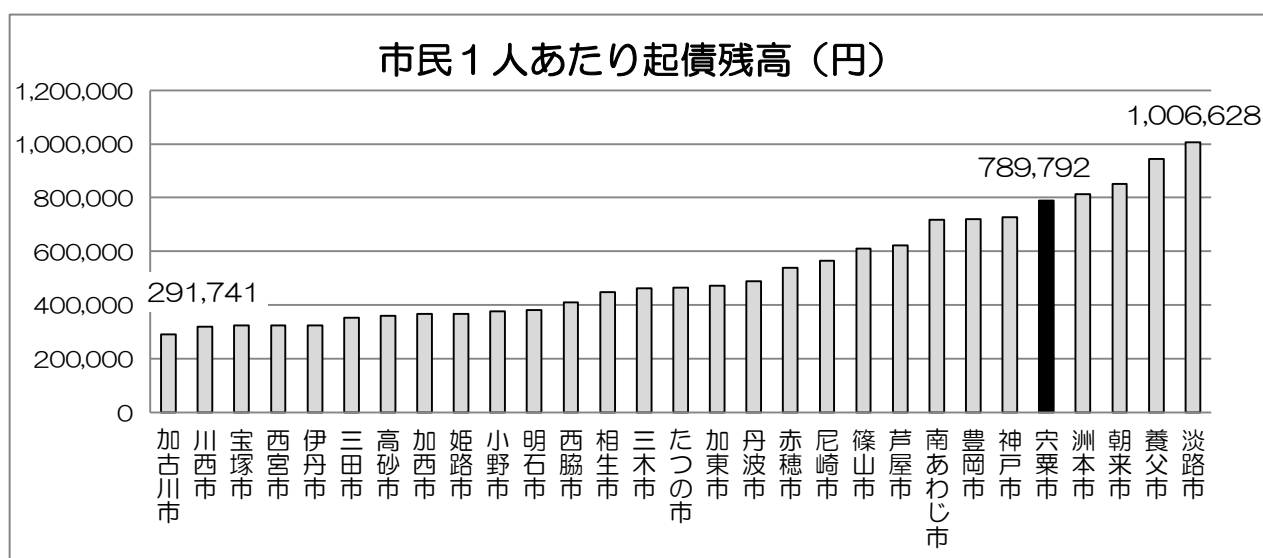
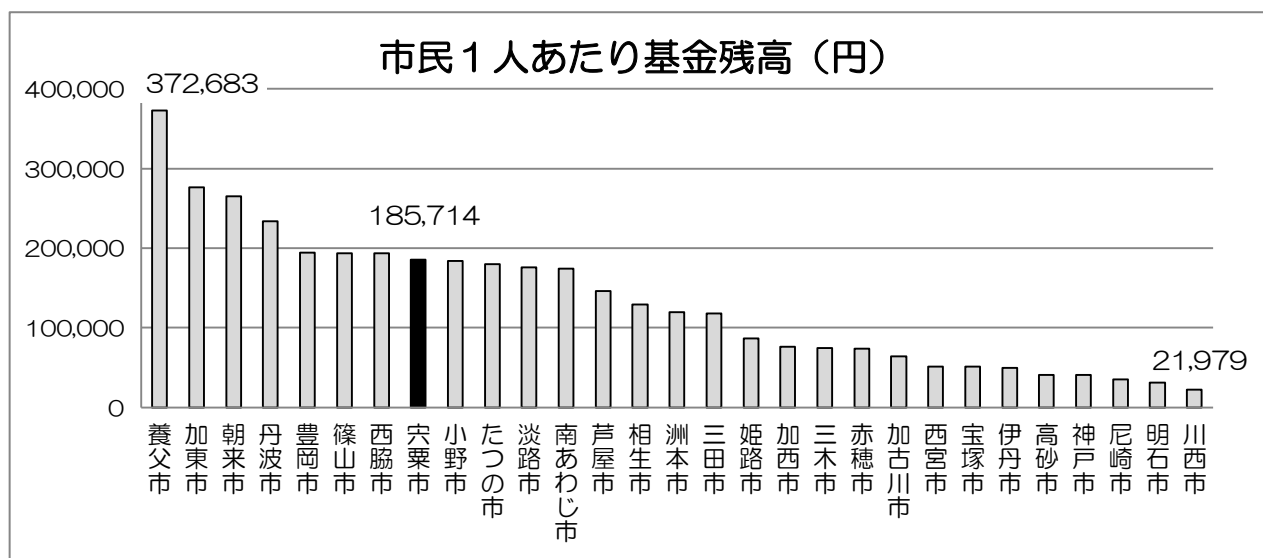
・起債（借金）残高は789,792円/人

※基金残高、起債残高は普通会計ベース

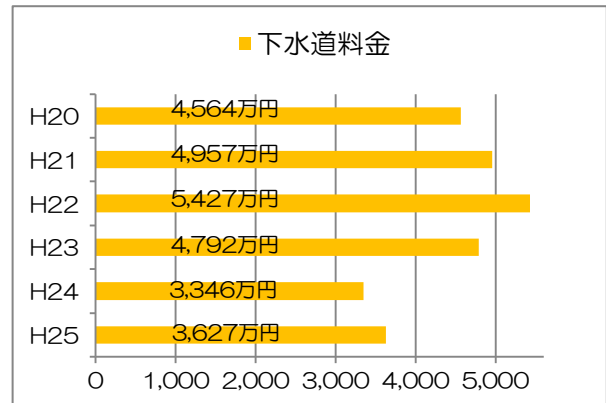
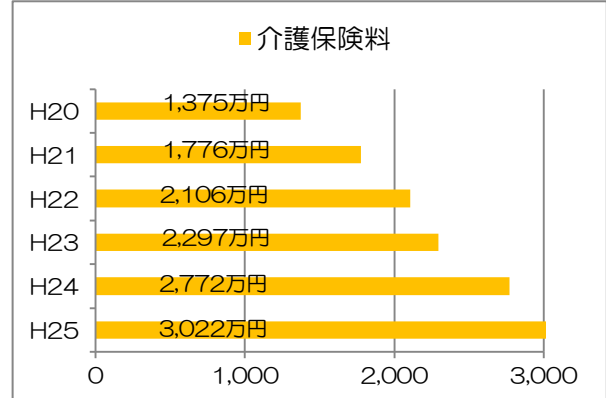
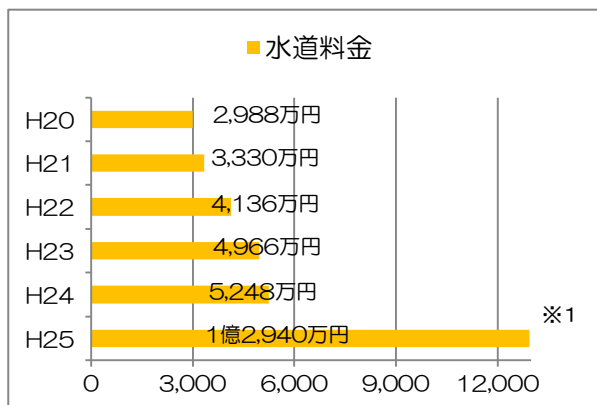
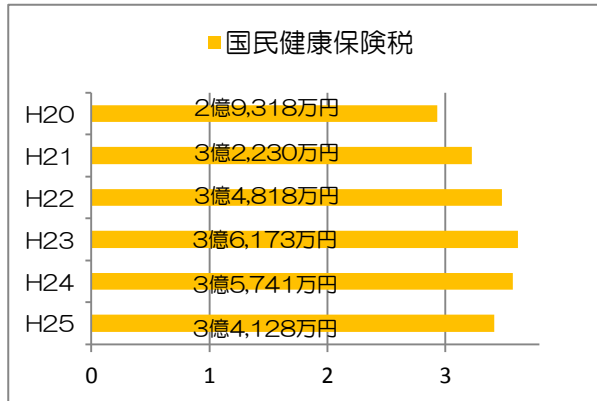
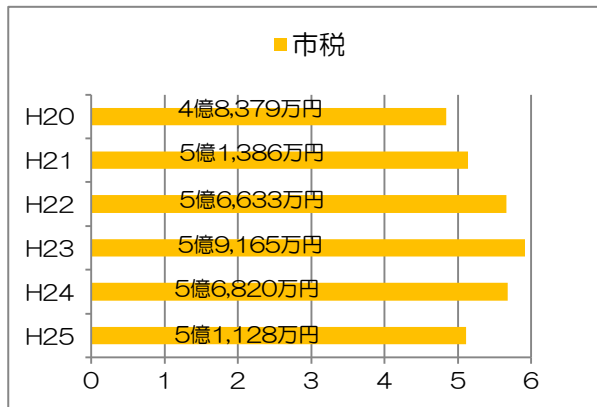
基金は、災害など急な財政需要や収入減に備えたり、ある特定の目的のために積み立てたりしておく貯金です。

起債は、建設事業など実施する場合、一度に多額の資金が必要になることや、現世代だけでなく、将来の世代も恩恵を受けることから、経費は平等に負担すべきであるという観点により事業の財源として借り入れる借金のことです。

臨時財政対策債の発行などで前年度より増加しましたが、増加した起債は普通交付税に算入される割合が高い有利なものであり、税等で負担する額は減少傾向にあります。

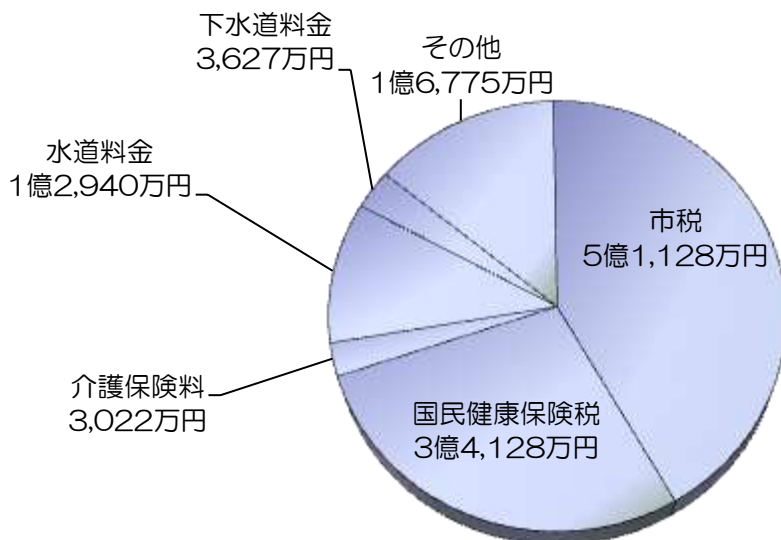


税や主な料金の滞納額の推移



(下水道料金には受益者負担金を含む。)

※1 【水道料金の滞納額の推移について】
平成24年度までは、出納閉鎖整理期間として翌年度4・5月分収入を決算額に含んでいましたが、平成25年度からは企業会計の決算に合わせ、3月末で収入を締切ったことが要因で大きな額となっています。従前どおり4・5月分の収入を考慮すると、滞納額は約5,890万円になります。



滞納状況の内訳 (平成25年度決算)

・滞納額合計
12億1,620万円

※滞納額合計には、奨学金返還金、給食費を含む

平成27年度宍粟市役所組織図

《本庁》〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6 TEL 0790-63-3000(代) E-メール info@city.shiso.lg.jp

企画総務部

秘書広報課	秘書、広報・広聴、しーたん通信、しそチャンネル、地域情報化
地域創生課	地域創生、学校等跡地利活用
企画財政課	企画調整、総合計画、予算、財政計画、行政改革、滞納対策、ふるさと納税
総務課	条例の制定、人事・給与、情報公開
選挙管理委員会	各選挙の管理執行事務
契約管理課	公有財産、工事検査、入札・契約

まちづくり推進部

市民協働課	参画・協働、自治会、生涯学習推進協議会活動、公共交通、定住促進、スポーツ振興
人権推進課	人権施策・啓発、男女共同参画、総合市民相談、消費者行政、消費生活センター
消防防災課	危機管理、消防・防犯、交通安全

市民生活部

市民課	戸籍、住民票、印鑑証明、国保・年金、後期高齢・福祉医療
税務課	市税、国保税、収納対策
債権回収課	滞納債権の回収
環境課	環境政策、再生可能エネルギー、ごみ分別収集、一般廃棄物、公害、し尿収集処理

健康福祉部

社会福祉課	生活保護、生活困窮者支援、児童福祉、少子化対策、民生・児童委員
高年・障害福祉課	地域包括ケア、高齢者福祉、障害者福祉、介護保険
健康増進課	保健事業、健（検）診、母子保健、予防接種
一宮保健福祉課	母子保健、予防接種、保健事業、介護保険、高齢者福祉、障害者福祉
波賀保健福祉課	母子保健、予防接種、保健事業、介護保険、高齢者福祉、障害者福祉
千種保健福祉課	母子保健、予防接種、保健事業、介護保険、高齢者福祉、障害者福祉
波賀診療所	診療所の運営
千種診療所	診療所の運営

産業部

農業振興課	農業振興、有害鳥獣対策、農業共済
農地整備課	土地改良事業
林業振興課	林業振興、宍粟材利用促進、林道整備
商工観光課	商工業振興、企業誘致、雇用対策、特産品開発、観光振興

農業委員会	農地の権利移動・転用
会計課	公金の収納、支出審査、支払、基金管理

建設部

建設課	道路・河川・橋梁の新設、維持管理、法定外公共物
土地対策課	用地買収、道路内民地処理、地籍調査
都市整備課	建築確認申請、市営住宅、屋外広告物、公園整備
水道管理課	上下水道料金の算定・徴収、メーター検針、開閉栓
上下水道課	上下水道施設の新設・改良及び維持管理

一宮市民局

まちづくり推進課	自治会、消防・防災、戸籍、住民票、国保・年金、生涯学習推進協議会活動
三方町出張所	戸籍、住民票、印鑑証明、国保
産業部農業振興課 一宮産業振興係	農林業、商工、観光施設
建設部建設課 一宮地域振興係	道路・河川・橋梁の維持管理、上下水道、市営住宅

波賀市民局

まちづくり推進課	自治会、消防・防災、戸籍、住民票、国保・年金、生涯学習推進協議会活動
産業部農業振興課 波賀産業振興係	農林業、商工、観光施設
建設部建設課 波賀地域振興係	道路・河川・橋梁の維持管理、上下水道、市営住宅

千種市民局

まちづくり推進課	自治会、消防・防災、戸籍、住民票、国保・年金、生涯学習推進協議会活動
産業部農業振興課 千種産業振興係	農林業、商工、観光施設
建設部建設課 千種地域振興係	道路・河川・橋梁の維持管理、上下水道、市営住宅

教育委員会

教育総務課	教育委員会、学校規模適正化、学校施設建設・維持補修
学校教育課	教職員人事、教職員研修、学校訪問、小中学校、青少年育成センター
こども未来課	保育所・幼稚園・こども園、幼保一元化、預かり・学童保育
社会教育課	生涯学習センター、文化財、図書館、成人教育、青少年健全育成
学校給食センター	学校給食センターの管理運営

議会事務局

議会事務局	議会の本会議、委員会、議会だより、議員報告会
監査委員	各種監査の実施
公平委員会	職員不利益処分申立ての審査
固定資産税評価審査委員会	固定資産税評価不服申出に対する審査

総合病院

診療部	医療安全管理対策室
薬剤部	地域連携室
看護部	事務部
	総務課
	医事課

資料： 分野別の主な補助事業・助成事業一覧

項 目	補 助 金 名	ページ 番号
ま ち づ く り	若者の海外研修等支援事業補助金	1～3
	通勤・通学費助成金	
	空き家活用推進補助金	
	出会い応縁事業助成金	
	女性によるまちづくり活動支援補助金	
	しそく元気づけんき大作戦事業補助金	
	地域の教育力を高めるまちづくり事業補助金	
	子ども及び老人の遊び場設置促進補助金	
	地域活性化等資金利子補給金	
	コミュニティ助成（宝くじの社会貢献広報事業）事業補助金	
	自治集会所整備事業補助金	
環 境 ・ 生 活	再生可能エネルギー利用促進補助金	4～5
	環境市民プロジェクト補助金	
	スズメバチ駆除事業補助金	
	ふるさとの森づくり事業補助金	
	リサイクル資源集団回収事業奨励金	
	生ごみ減量化促進事業補助金	
防 犯 ・ 防 災	自主防災活動促進事業補助金	6～7
	自主防災組織育成支援事業補助金	
	消防施設整備費補助金	
	防犯灯設置促進事業補助金	
	防犯カメラ設置事業補助金	
住 宅 ・ 生 活 道 路	音声お知らせ装置設置宅内工事補助金	8～9
	事業所等光ケーブル引込工事補助金	
	簡易耐震診断推進補助金	
	穴栗市住宅耐震改修促進事業補助金	
	ひょうご住まいの耐震化促進事業（兵庫県の制度）	
	道路等の公共施設整備費負担・原材料支給	
	簡易除雪機整備事業補助金	
妊 娠 ・ 出 産、子 育 て	特定不妊治療費助成金	10
	不育症治療費助成金	
	妊婦健康診査費助成金	
	子育て世代への宅地分譲事業補助金	
福 祉	福祉世帯水道料金等助成金	11
	高齢者等住宅改造費助成事業補助金	
	障がい者自動車免許取得補助金	
	身体障がい者自動車改造費助成金	

項 目	補 助 金 名	ページ 番号
農 業	土地改良事業補助金（一般・災害）	12～13
	農業用施設改修原材料支給（一般・災害）	
	園芸施設用ビニールハウス設置事業補助金	
	農業用機械購入事業補助金	
	鹿猪等被害防止柵設置事業補助金	
	有害鳥獣捕獲従事者確保事業補助金	
林 業	林業振興基盤整備促進事業補助金（林道・基幹作業道）	14～15
	林業振興基盤整備促進事業補助金（原材料支給）	
	「災害に強い森づくり」針葉樹林と広葉樹林の混交林整備補助金	
	しそくの森整備事業補助金	
	住民参画型里山林再生事業補助金	
	しそく防災景観推進事業補助金	
	穴栗材普及促進支援事業補助金	
	穴栗材の家づくり支援事業補助金	
商 工 業 ・ 観 光	起業家支援助成金	16
	産業立地促進助成金	
	学生合宿促進補助金	
	移動販売車購入補助金	

まちづくりに関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

若者の海外研修等支援事業補助金

◆ こんなときに利用できます

海外での研修、語学留学の渡航費用、研修に要する費用等の一部を補助します（審査会において審査のうえ決定します）。

◆ 助成率または助成金額

1人当たり50万円（語学留学は5万円）を上限として補助します。

補助金の対象になる人 : 16歳以上40歳未満の者（平成27年度中に16歳になる者を含みます。）

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : まちづくり推進部 市民協働課

通勤・通学費助成金

◆ こんなときに利用できます

市内に住み、京阪神などの遠隔地に通勤または通学する場合に、交通機関の定期券代の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

1か月当たり2万円を上限として、定期券代の3分の1を助成（会社等から交通費が出ている場合はその額を差し引きます。）します。

補助金の対象になる人 : 中播磨、西播磨以外の地域に通勤、通学する者

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : まちづくり推進部 市民協働課

空き家活用推進補助金

◆ こんなときに利用できます

市の空き家バンクに登録された空き家を利用するため、必要な改修を行うときに利用できます。※検査や備品の購入等、一部対象外の費用があります。

◆ 助成率または助成金額

上限を50万円（市内事業者が改修する場合は75万円）とし、対象となる費用の実支出額の3分の1以内で補助します。

補助金の対象になる人 : 市の空き家バンク制度により売買または賃貸借契約を締結した者

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : まちづくり推進部 市民協働課

出会い応援事業助成金

◆ こんなときに利用できます

市内で独身の男女が集まる交流会等を開催しようとするときに利用できます。市内に在住または勤務、市内学校出身者が10人以上参加する、独身男女が概ね半数以上、独身参加者の年齢は21歳～39歳までなど、条件があります。

◆ 助成率または助成金額

上限を5万円とし、参加者1人につき2千円を助成します。ただし、実支出額が、参加者数×2千円の合計額より低い場合は、実支出額になります。

補助金の対象になる人 : 交流会等を主催する者

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 担当課との事前協議が必要です。

お問い合わせ先 : 健康福祉部 社会福祉課

女性によるまちづくり活動支援補助金

◆ こんなときに利用できます

女性団体が自主的・主体的に地域の課題を解決するために創意工夫して行われるまちづくり活動を支援します。詳しくはお問い合わせください。

◆ 助成率または助成金額

上限を20万円とし、対象となる費用の10分の10以内（備品購入費については2分の1以内）で市長が認めた額を補助します。

補助金の対象になる人 : 一定の条件を満たす女性団体
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。
この点にご注意を : 特にありません。
お問い合わせ先 : まちづくり推進部 市民協働課 または 市民局 まちづくり推進課

しそく元気げんき大作戦事業補助金

◆ こんなときに利用できます

地域資源及び地域の個性を生かした自主的・主体的なまちづくり活動を支援します。詳しくはお問い合わせください。

◆ 助成率または助成金額

①市が設定するテーマに沿った「テーマ型提案事業」又は自由な発想での提案による「自由提案型事業」で、市の審査会が認めた経費の実支出額の10分の10以内（食材・備品購入費は2分の1以内）で補助します。
②「テーマ型提案事業」は最長5年の補助で、1年目から3年目は45万円、4年目40万円、5年目は10万円をそれぞれ上限とします。「自由提案型事業」は、最長3年の補助で、1年目は45万円、2年目は40万円、3年目は35万円をそれぞれ上限とします。

補助金の対象になる人 : 自治会、各種団体、サークル等
受付時期・申請方法 : 審査会の2週間前まで。審査会で内容の説明をお願いします。
この点にご注意を : 審査会の開催時期は各まちづくり推進課にお問い合わせください。
お問い合わせ先 : まちづくり推進部 市民協働課 または 市民局 まちづくり推進課

地域の教育力を高めるまちづくり事業補助金

◆ こんなときに利用できます

市内の自治会等が行う地域で子どもを守り育てる活動事業に対し助成します。

◆ 助成率または助成金額

10万円を限度に、規則で定める必要経費を助成します。（3か年限度）詳しくはお問い合わせください。

補助金の対象になる人 : 自治会、各種団体、サークル等
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。
この点にご注意を : 特にありません。
お問い合わせ先 : まちづくり推進部 市民協働課

子ども及び老人の遊び場設置促進補助金

◆ こんなときに利用できます

子どもや老人の共通の遊び場として、既に使用しているもの又は使用するために整備するもののうち、遊び場の面積が原則として150㎡以上かつ事業費5万円以上の整備事業について助成を行います。

◆ 助成率または助成金額

上限を30万円とし、査定事業費の2分の1以内で市長が必要と認めた額で補助します。
ただし、千円未満の端数は切り捨てになります。

補助金の対象になる人 : 自治会
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。担当課との事前協議が必要です。
この点にご注意を : 基本的に補助金を受けられた後、10年間は対象から除外となります。
お問い合わせ先 : 健康福祉部 社会福祉課

地域活性化等資金利子補給金

◆ こんなときに利用できます

地域力の向上・強化の取り組み、魅力あるまちづくりの推進を目的に公共的、公益的な事業の取り組みに必要な資金融資に係る利子分を補助します。

◆ 助成率または助成金額

融資利率から1%を除いた率の分についての補助になります。

補助金の対象になる人 : 自治会、集落営農組織、土地改良区、その他自治会と一体となって地域づくりを行う団体

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 融資事務手続きにつきましては、西兵庫信用金庫、淡陽信用組合及びJAハリマ農業協同組合をお願いします。

お問い合わせ先 : まちづくり推進部 市民協働課

コミュニティ助成（宝くじの社会貢献広報事業）事業補助金

◆ こんなときに利用できます

一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業、地域防災組織育成助成事業、青少年健全育成助成事業が対象になります。詳しくはお問い合わせください。

◆ 助成率または助成金額

事業により補助内容が異なりますので、詳しい内容はお問い合わせください。

補助金の対象になる人 : 市内の自治会、コミュニティ組織、自主防災組織等

受付時期・申請方法 : 次年度の募集に向け、9月から10月頃に市で事前募集を行います。

この点にご注意を : 財団法人自治総合センターの審査を要します。

お問い合わせ先 : まちづくり推進部 市民協働課

自治集会所整備事業補助金

◆ こんなときに利用できます

自治会集会所（公民館等）の新築、改修、増築、修繕、取得をしようとするときに利用できます。※用地費は除く。

◆ 助成率または助成金額

新築…自治会の1世帯当たり35,000円を乗じて得た額が認定事業費の3分の1以内のいずれか低い額で補助します。ただし、補助金の額が175万円に満たないときは、175万円とします。※自治会の世帯数が50世帯未満で、対象経費が225万円未満のときは3分の1の額。

増築、改築、改修…自治会の1世帯当たり15,000円を乗じて得た額が認定事業費の3分の1以内のいずれか低い額で補助します。

取得…自治会1世帯当たり20,000円を乗じて得た額が認定事業費の3分の1以内のいずれか低い金額で補助します。※自治会の世帯数が50世帯未満で、対象経費が300万円未満のときは3分の1の額。

補助金の対象になる人 : 自治会

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : まちづくり推進部 市民協働課

環境・生活に関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

再生可能エネルギー利用促進補助金

◆ こんなときに利用できます

太陽光発電システム、小水力発電システムの機器、薪ストーブ（購入価格が15,000円以上のもの）、木質ペレットストーブ、木質バイオマスボイラーの機器を購入・設置しようとするときに利用できます。木質ペレット製造設備、チップ製造設備、薪割機、オガライト製造設備、炭化炉築造設備、BDF製造設備を導入しようとするときに利用できます。

◆ 助成率または助成金額

【10kw未満の太陽光発電システム】…15万2千円を上限として、太陽電池の1kw当たり3万8千円（市外の施工業者により購入及び設置された場合は、上限7万6千円、1kwあたり1万9千円）を乗じた額を補助します。

【10kw以上の太陽光発電システム】…自治会が設置する10kw以上の太陽光発電システムについては、上限を100万円として、対象となる費用の実支出額の2分の1以内で補助します。

【小水力発電システム】…上限を100万円として、対象経費の実支出額のうち2分の1以内で補助します。ただし、国県からの補助金がある場合は、その補助金額を差し引いた額の2分の1以内とします。

【薪ストーブ・ペレットストーブ】…上限を20万円として、対象となる費用の実支出額の2分の1を補助します。

【木質バイオマスボイラー】…上限を100万円として、対象となる費用の実支出額のうち2分の1以内で補助します。ただし、国県からの補助金がある場合は、その補助金額を差し引いた額の2分の1以内とします。

【木質バイオマス燃料製造設備導入】…上限を700万円として、対象となる費用の実支出額のうち2分の1以内で補助します。ただし、国県からの補助金がある場合は、その補助金額を差し引いた額の2分の1以内とします。

補助金の対象になる人 : 市内に住所又は事業所を有する方、自治会

※自治会は太陽光・小水力発電システム機器の購入・設置に限る。

受付時期・申請方法 : 平成27年度4月1日～平成28年3月中旬

この点にご注意を : 着工前申請。年度の予算の範囲内での補助になります。また、平成27年度で終了予定です。

お問い合わせ先 : 市民生活部 環境課

環境市民プロジェクト補助金

◆ こんなときに利用できます

穴栗市環境基本計画の趣旨に沿って、市内で環境保全活動を行う団体に対して補助します。活動に要する謝金、旅費、需用費（飲食料費を除く。）、役務費、使用料などの経費が対象になります。

◆ 助成率または助成金額

上限を10万円として、対象となる費用の10分の10を補助します。

補助金の対象になる人 : 市内で環境保全活動を行う団体

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : 市民生活部 環境課

スズメバチ駆除事業補助金

◆ こんなときに利用できます

生活圏内に巣をつくり、活動しているスズメバチと巣を駆除する場合に利用できます。ただし、店舗や事業所は対象外で、駆除費用が5千円以上であること、市の指定業者に依頼することなどの条件があります。

◆ 助成率または助成金額

上限を1万円とし、対象となる費用の実支出額の2分の1以内で補助します。

補助金の対象になる人 : 土地・建物の所有者、管理者、自治会等

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : 市民生活部 環境課

ふるさとの森づくり事業補助金

◆ こんなときに利用できます

自治会、PTA、学校等の連携により、5年間継続して植樹を行い、魅力あるふるさとの森づくりを行うための経費（伐採、苗木代、支柱、肥料、鹿柵材料費等）が対象になります。

◆ 助成率または助成金額

5年間のうち1年目60万円、2年目以降10万円で、総額100万円以内で補助します。

補助金の対象になる人 : 地区自治会及び小学校区を構成団体とする団体

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : 産業部 林業振興課

リサイクル資源集団回収事業奨励金

◆ こんなときに利用できます

資源ごみの回収を集団で自ら実施する団体に対して補助します。ただし、資源ごみの回収を専ら業とするものは除きます。

◆ 助成率または助成金額

回収した資源ごみの量に各単価を乗じて算出した額になります。

・新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、ペットボトル、布類…1kgにつき各10円

・びん、アルミ缶、スチール缶…1kgにつき各5円

（ただし、100円未満の端数は切捨てになります）

補助金の対象になる人 : 自治会、子ども会、PTA等の団体

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

必要な書類（回収業者が発行した計量証明書、写真（回収状況、積載状況））

この点にご注意を : 事前にリサイクル資源集団回収団体登録が必要です。

お問い合わせ先 : 市民生活部 環境課

生ごみ減量化促進事業補助金

◆ こんなときに利用できます

単価5,000円以上の生ごみ処理機の購入経費の一部を補助します（1世帯1基が限度で再度の助成は受けられません）。

◆ 助成率または助成金額

上限を2万円とし、補助対象経費の実支出額の2分の1以内になります（100円未満の端数は切捨てます）。

補助金の対象になる人 : 家庭用に生ごみ処理機を購入した世帯

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。必要な書類（領収書、納品書、保証書）

この点にご注意を : 平成27年度で終了予定です。

お問い合わせ先 : 市民生活部 環境課

防犯・防災に関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

自主防災活動促進事業補助金

◆ こんなときに利用できます

自主防災マップ作成に要する消耗品費、印刷製本費等の経費や、わがまち防災ファイル作成、更新にかかる消耗品費、印刷製本費等の経費が対象となります。

◆ 助成率または助成金額

上限を3万円とし、上記の対象経費の実支出額の2分の1以内で補助します。

補助金の対象になる人 : 自主防災組織

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 平成27年度で終了予定です。

お問い合わせ先 : まちづくり推進部 消防防災課 または 市民局 まちづくり推進課

自主防災組織育成支援事業補助金

◆ こんなときに利用できます

自主防災組織が地域防災力の向上を図るために防災資機材を購入するための経費の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

上限を30万円とし、対象となる費用（4万円以上）の実支出額の2分の1以内で補助します。ただし、1会計年度につき、1自治会あたり1回が限度となります

補助金の対象になる人 : 自主防災組織

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : まちづくり推進部 消防防災課 または 市民局 まちづくり推進課

消防施設整備費補助金

◆ こんなときに利用できます

積載車、ポンプ、消防機械器具等の購入又は修繕に要する経費の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

備品等により補助内容が異なりますので、詳しい内容はお問い合わせください。

補助金の対象になる人 : 自治会

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : まちづくり推進部 消防防災課 または 市民局 まちづくり推進課

防犯灯設置促進事業補助金

◆ こんなときに利用できます

蛍光防犯灯又はLED防犯灯を新規設置する経費の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

蛍光防犯灯1灯につき上限を1万円（LED防犯灯は1.5万円）とし、対象となる費用の実支出額の2分の1以内を補助します。

補助金の対象になる人 : 自治会

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません

お問い合わせ先 : まちづくり推進部 消防防災課 または 市民局 まちづくり推進課

防犯カメラ設置事業補助金

◆ こんなときに利用できます

公道等に面した場所や不特定多数の人が利用する事業所の敷地などにおいて防犯カメラを購入・設置しようとするときに利用できます。

◆ 助成率または助成金額

公道等に設置する場合は、1か所につき上限を10万円とし、対象となる費用の実支出額の3分の2以内（県の助成がある場合は、その額を差し引いた額）事業所等の設置する場合は、1か所につき上限を10万円とし、対象となる費用の実支出額の2分の1以内を補助します。

補助金の対象になる人 : 自治会等の地域団体

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 事業所の敷地などの防犯カメラを設置する場合は、警察からの推薦が必要です。

お問い合わせ先 : まちづくり推進部 消防防災課 または 市民局 まちづくり推進課

住宅・生活道路に関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

音声お知らせ装置設置宅内工事補助金

◆ こんなときに利用できます

下記の該当世帯がイーたん通信を利用するために音声お知らせ装置を宅内に設置することに要する費用が対象になります。

◆ 助成率または助成金額

10,500円を上限として、対象となる費用の10/10を補助します。

補助金の対象になる人 : 生活保護世帯・その他市長が特に必要と認めた世帯

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : 企画総務部 秘書広報課

事業所等光ケーブル引込工事補助金

◆ こんなときに利用できます

事業所等での光ケーブルを引込工事（クロージャーから光変換器まで）に要する費用で51,000円以上の場合に対象となります。

◆ 助成率または助成金額

対象となる費用から事業所負担算出額を差し引いた額を補助します。

補助金の対象になる人 : 市内に事業所等を有する個人又は法人

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : 企画総務部 秘書広報課

簡易耐震診断推進補助金

◆ こんなときに利用できます

木造戸建て住宅の場合、30,900円のうち9/10を補助します。構造により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◆ 助成率または助成金額

木造戸建て住宅は27,000円になります。構造により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

対象になる住宅 : 昭和56年5月以前に着工された住宅

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 木造戸建て住宅の場合、申請者負担金 3,090円
年度内に事業を完了する必要があります。

お問い合わせ先 : 建設部 都市整備課

宍粟市住宅耐震改修促進事業補助金

◆ こんなときに利用できます

平成24年4月1日以降に実施される戸建て住宅の耐震改修工事について、費用の一部を補助します。

◆ 助成率または助成金額

30万円を上限として、対象となる費用の8分の1を補助します。

補助金の対象になる人 : 兵庫県の「わが家の耐震改修促進事業」の補助金交付決定を受けている市民
で、市税の滞納が無い人

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 年度内に事業を完了する必要があります。平成27年度で終了予定です。

お問い合わせ先 : 建設部 都市整備課

ひょうご住まいの耐震化促進事業（兵庫県の制度）

◆ こんなときに利用できます

住宅の耐震化にかかる設計などの費用及び工事費用の一部を補助します。

◆ 助成率または助成金額

- ①耐震改修計画策定費補助 作成に要する費用の3分の2以内（戸建て住宅の場合、20万円が上限）
（共同住宅の場合、戸あたり12万円が上限）
- ②耐震改修工事費補助 戸建住宅の工事に要する費用の3分の1以内（100万円が上限）
共同住宅の工事に要する費用の2分の1以内（戸あたり40万円が上限）
- ③簡易耐震改修工事費補助 定額50万円（木造戸建住宅のみ）
- ④屋根軽量化工事費補助 定額50万円（木造戸建住宅のみ）
- ⑤シェルター型工事費補助 定額50万円（戸建住宅のみ）

対象になる住宅 : 昭和56年5月31日以前に着工され、耐震診断で安全性が低いと判断された住宅
受付時期・申請方法 : 下記のお問い合わせ先へお願いします。
この点にご注意を : 年度内に事業を完了する必要があります。
お問い合わせ先 : 建設部 都市整備課、兵庫県建築指導課078-362-4340

道路等の公共施設整備費負担・原材料支給

◆ こんなときに利用できます

自治会が管理主体の法定外公共物（幅員0.9m以上の道路又は幅0.2m以上の水路であって、農道・林道・農業用水路以外のもの）の整備について、工事費の一部を市が負担する、又は原材料を支給します。

◆ 助成率または助成金額

工事費負担：業者に依頼して整備する場合（工事費用が20万円以上の場合に限ります。）で、100万円を上限として、工事費の2分の1。また、1年度につき1自治会当たり1か所が限度となります。
原材料支給：自治会で自ら整備する場合（10万円相当以上の整備に限ります。）で、50万円に相当する量を上限として原材料を支給します。ただし、1年度につき1自治会当たり1件が限度となります。

補助金の対象になる人 : 自治会
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。担当課との事前協議が必要です。
この点にご注意を : 特にありません。
お問い合わせ先 : 建設部 建設課

簡易除雪機整備事業補助金

◆ こんなときに利用できます

自治会が市道や生活道路を除雪するための小型ロータリー除雪機の購入費用が対象になります。

◆ 助成率または助成金額

上限を150万円で実支出額の80%以内で上記の購入費の一部を補助します。

補助金の対象になる人 : 地区住民（自治会単位）
受付時期・申請方法 : 予算措置が必要なため、原則購入しようとする前の年度に申し込んでください。
この点にご注意を : 除雪機の維持管理は、すべて自治会で行ってください。
お問い合わせ先 : 建設部 建設課

妊娠・出産、子育てに関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

特定不妊治療費助成金

◆ こんなときに利用できます

指定医療機関で保険外診療の特定不妊治療を受けられた際に要した費用の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

県要綱に基づく1回当たりの助成額を控除した額とし、その額が10万円を超えるときは10万円を限度として助成します。

補助金の対象になる人 : 県の不妊治療制度の決定を受けている穴粟市に住所を有する夫婦

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 県要綱に基づく治療が対象です（詳しくは担当課までお問い合わせ下さい）。

お問い合わせ先 : 健康福祉部 健康増進課

不育症治療費助成金

◆ こんなときに利用できます

指定医療機関で不育症治療を受けられた際に要した費用の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

1年度当たり25万円を限度とし、通算5か年度助成します。

補助金の対象になる人 : 穴粟市に住所を有する夫婦で、一定の要件を満たす方

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : 健康福祉部 健康増進課

妊婦健康診査費助成金

◆ こんなときに利用できます

妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

妊娠全期を通して受診した妊婦健診に対し14回かつ93,000円の範囲内で助成します。

補助金の対象になる人 : 穴粟市に住所を有する方で母子健康手帳の交付を受けられた方

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 平成26年4月より、母子健康手帳の交付の際に助成券を交付しています。

お問い合わせ先 : 健康福祉部 健康増進課

子育て世代への宅地分譲事業補助金

◆ こんなときに利用できます

子育て世帯の定住化促進を図るため、穴粟市千種町河呂字宝谷地区の宅地分譲について、購入価格の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

50万円を上限として、宅地分譲価格の100分の10を助成します。

補助金の対象になる人 : 18歳未満の子どもを養育され、規則で定める一定の要件を満たされる方

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : 建設部 都市整備課

福祉に関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

福祉世帯水道料金等助成金

◆ こんなときに利用できます

水道料金、下水道使用料の一部を助成します。申請いただき、認定の翌月から助成となります。

◆ 助成率または助成金額

水道料金ならびに下水道使用料の基本料金の一部を助成し、請求額から差引きします。（助成対象外区域ありますが、平成26年7月の料金改定により助成額が変更になり助成対象外区域もなくなります。）

補助金の対象になる人 : 住民税が非課税で、一定の要件を満たされている世帯

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。用紙は市ホームページにも掲載しています。

この点にご注意を : 世帯の判定は住民基本台帳上の同一住所によります。生活保護法の適用世帯や水道料金・下水道使用料で滞納がある世帯は除きます。

お問い合わせ先 : 建設部 水道管理課

高齢者等住宅改造費助成事業補助金

◆ こんなときに利用できます

補助金制度の対象となる方が、居住し日常生活を送る住宅の適用規定箇所を改造する場合に対象になります。

◆ 助成率または助成金額

所得によって助成率が変わります。上記の経費のうち、10割から3分の1の間で補助します。

補助金の対象になる人 : 身体障害者・要介護認定者等

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。書類審査により事前協議が必要です。

この点にご注意を : 新築、改築又は増改築等に併せて行われる改造工事は、補助対象外です。

お問い合わせ先 : 健康福祉部 高年・障害福祉課

障がい者自動車免許取得補助金

◆ こんなときに利用できます

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方が、指定自動車教習所において技能を取得し、新規に普通自動車免許を取得した場合に要した経費の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

上限を10万円とし、補助対象経費の2分の1以内で補助します。

補助金の対象になる人 : 穴粟市に住所を有する身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、自動車の使用により職業の安定等に効果があり、公共交通機関の利用が困難な方

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 世帯の所得に一定の条件があります（詳しくは担当課までお問い合わせ下さい）。

お問い合わせ先 : 健康福祉部 高年・障害福祉課

身体障がい者自動車改造費助成金

◆ こんなときに利用できます

身体に障がいのある方が、就労等のために、自ら所有し、運転する自動車の操行装置等を改造する費用の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

上限を10万円とし、改造に要した経費を助成します。ただし、改造の費用に当てるために寄付金その他の補助等を受けている場合は、その額を除いた額となります。

補助金の対象になる人 : 穴粟市に住所を有する方で、上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある方

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 世帯の所得に一定の条件があります（詳しくは担当課までお問い合わせ下さい）。

お問い合わせ先 : 健康福祉部 高年・障害福祉課

農業に関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

土地改良事業補助金（一般）

◆ こんなときに利用できます

農業者が、共同して行う農道の新設又は改修、農道橋・ため池・用排水路・頭首工・井せき・揚水施設・水門等の改修に要する工事費について補助します。ただし、査定工事費が20万円以上のものになります。

◆ 助成率または助成金額

200万円を上限として、査定工事費の2分の1以内で補助します。

補助金の対象になる人 : 農会又は集落営農組合等

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 災害復旧事業を除き、農業用施設改修原材料支給補助と合わせて
1会計年度につき、1農会当たり2件以内となります。

お問い合わせ先 : 産業部 農地整備課

土地改良事業補助金（災害）

◆ こんなときに利用できます

農地や農業用施設の災害復旧事業に要する工事費について補助します。ただし、査定工事費が20万円以上のものに限りします。

◆ 助成率または助成金額

200万円を上限として、査定工事費の2分の1以内で補助します。

補助金の対象になる人 : 農会又は集落営農組合等

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 1会計年度につき、1農会当たり2件以内となります。

お問い合わせ先 : 産業部 農地整備課

農業用施設改修原材料支給（一般・災害）

◆ こんなときに利用できます

農業者が、共同して行う農道や農道橋・ため池・用排水路・頭首工・井せき・揚水施設・水門等の改修及び災害に係る被災施設の原形復旧並びに応急措置に要する原材料について支給します。ただし、査定材料費が10万円以上のものに限りします。

◆ 助成率または助成金額

50万円を上限とし、査定材料費の10割に相当する量（材料）を支給します。

補助金の対象になる人 : 農会又は集落営農組合等

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 災害復旧事業を除き、土地改良事業補助金と合わせて
1会計年度につき、1農会当たり2件以内となります。

お問い合わせ先 : 産業部 農地整備課

園芸施設用ビニールハウス設置事業補助金

◆ こんなときに利用できます

野菜等を栽培するために新設又は増設するビニールハウスの購入費用の一部を補助します。

◆ 助成率または助成金額

上限を20万円として、対象となる費用の5分の1以内で補助します。

補助金の対象になる人 : 出荷を目的として野菜等を栽培する農業者及び集落営農組織

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : 産業部 農業振興課

農業用機械購入事業補助金

◆ こんなときに利用できます

農業生産性の向上のため、大型農業用機械や大型畜産用機械の購入費用に対し補助します。ただし、単体1台当たりの取得金額が20万円を超えるものに限り、買換えの場合は耐用年数の過ぎたもの（穴栗市認定農業者においては、農業経営改善計画によるもの）に限り、補助します。

◆ 助成率または助成金額

5年間で300万円を上限とし、対象となる費用の実支出額の5分の1以内で補助します。

補助金の対象になる人：集落営農組織、穴栗市認定農業者、市が認定する「人・農地プラン」において今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者

受付時期・申請方法：随時受け付けています。
この点にご注意を：特にありません。
お問い合わせ先：産業部 農業振興課

鹿猪等被害防止柵設置事業補助金

◆ こんなときに利用できます

防護柵を新設または耐用年数経過に伴う取替え、補修する場合の資材経費が対象になります。新設、取替え等の形態により次の分類があります。

【集落型】…耐用年数が10年以上の電気柵又は金網柵の新設・取替えで、延長100m、農地の受益面積が20a以上で受益戸数が2戸以上、かつ集落内の農地を一体的かつ効率的に防護するもの

【団地型】…延長100m以上の電気柵、金網柵又は金属線混燃網柵の新設・取替えで、農地の受益面積が20a以上で受益戸数が2戸以上のもの。ただし、下記【特別型】による補助により防護柵を設置した場合、その受益農地については5年間は【団地型】で防護柵を設置することはできません。

【特別型】…耐用年数10年以上の電気柵又は金網柵の新設で、受益戸数が3戸以上、かつ集落内の農地を一体的かつ効率的に防護するもの

【修繕型】…既存防護柵の補修（資材に要する経費が10万円以上のものに限り。）

◆ 助成率または助成金額

【集落型】…上限を50万円とし、対象となる経費の実支出額の3/4以内

【団地型】…上限を200万円とし、対象となる経費の実支出額の1/2以内

【特別型】…対象となる経費の実支出額の10/10以内で市長が必要と認めた額

※対象となる経費の計算は、防護柵の種類によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

【修繕型】…上限を25万円とし、対象となる経費の実支出額の1/2以内

補助金の対象になる人：自治会、農会又は集落営農組合

受付時期・申請方法：随時受け付けています。
この点にご注意を：特にありません。
お問い合わせ先：産業部 農業振興課

有害鳥獣捕獲従事者確保事業補助金

◆ こんなときに利用できます

穴栗市に住所を有する者で狩猟免許の取得等及び更新に要する経費を補助します。取得等に係る補助対象経費：免許講習会費、試験申請手数料、狩猟者登録手数料、狩猟税、猟友会費。更新に係る補助対象経費：狩猟免許更新手数料

◆ 助成率または助成金額

狩猟免許の取得等及び更新に要する補助対象経費の2分の1を補助します。ただし、自治会及び農会の推薦がある場合は、全額補助。

補助金の対象になる人：新規狩猟免許取得者（狩猟者の登録、猟友会穴栗支部への入会、並びに有害鳥獣捕獲事業への協力が見込める人）、及び狩猟免許更新者

受付時期・申請方法：随時受け付けています。
この点にご注意を：平成28年度で終了予定です。
お問い合わせ先：産業部 農業振興課

林業に関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

林業振興基盤整備促進事業補助金（林道・基幹作業道）

◆ こんなときに利用できます

林業の生産性の維持向上に向けた林業基盤の補修に係る経費に対して補助します。（林道台帳に記載する林道・基幹作業道）

◆ 助成率または助成金額

補助対象経費の10分の3以内（工事費20万円以上100万円以下）

補助金の対象になる人：自治会、生産森林組合、森林経営計画または森林施業計画認定者

受付時期・申請方法：随時受け付けています。

この点にご注意を：特にありません。

お問い合わせ先：産業部 林業振興課

林業振興基盤整備促進事業補助金（原材料支給）

◆ こんなときに利用できます

林業の生産性の維持向上に向けた林業基盤の補修に係る原材料を支給します。（林道台帳に記載する林道・基幹作業道）

◆ 助成率または助成金額

査定材料費の100%相当量（材料費10万円以上20万円以下）

補助金の対象になる人：自治会、生産森林組合等

受付時期・申請方法：随時受け付けています。

この点にご注意を：特にありません。

お問い合わせ先：産業部 林業振興課

「災害に強い森づくり」針葉樹林と広葉樹林の混交林整備補助金

◆ こんなときに利用できます

46年生以上の人工林が大半を占める森林で、水土保持機能の増進を図るため部分伐採を行い、跡地に広葉樹等を植栽する経費等に対して補助します。

◆ 助成率または助成金額

必要額（積上積算）

補助金の対象になる人：自治会、生産森林組合等（20ha程度のまとまりのある森林区域）

受付時期・申請方法：随時受け付けています。（実施は県計画登載後）

この点にご注意を：特にありません。

お問い合わせ先：産業部 林業振興課

しそあの森整備事業補助金

◆ こんなときに利用できます

民有林において行う間伐施業、更新伐、枝打ち、植栽、鹿柵設置、下刈り、除伐及び作業道開設事業に対して助成します。

◆ 助成率または助成金額

森林経営計画の認定を受けているかどうか、どの事業を実施するか等により、助成率または助成金額が異なります。詳しくはお問い合わせください。

補助金の対象になる人：森林の所有者

受付時期・申請方法：随時受け付けています。

この点にご注意を：特にありません。

お問い合わせ先：産業部 林業振興課

住民参画型里山林再生事業補助金

◆ こんなときに利用できます

自治会等が、自発的な管理を行うことを前提として2ha以上の森林の整備を行う場合に必要な資機材の購入、危険木等の伐採に係る委託費等に対し助成します。

◆ 助成率または助成金額

上限250万円とし、補助対象経費の10分の10以内

補助金の対象になる人 : 森林の所有者で、森林管理に関する協定を市長と締結した者
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。
この点にご注意を : 特にありません。
お問い合わせ先 : 産業部 林業振興課

しそ防犯景観推進事業補助金

◆ こんなときに利用できます

倒木による人家等への被害防止、野生動物による農業被害予防に対し助成します。

◆ 助成率または助成金額

上限150万円とし、補助対象経費の10分の10以内

補助金の対象になる人 : 自治会
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。
この点にご注意を : 特にありません。
お問い合わせ先 : 産業部 林業振興課

穴栗材普及促進支援事業補助金

◆ こんなときに利用できます

市内の企業が穴栗材を利用した商品の販路開拓に要する費用や、自治会が行う森林文化を生かした地域活動に要する費用を補助します。

◆ 助成率または助成金額

1回につき上限20万円とし、補助対象経費の2分の1以内。ただし、同一申請者への補助は、販路開拓支援は年度内2回まで、地域林業振興イベント関連は年度内1回までとなります。

補助金の対象になる人 : 市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業、自治会
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。
この点にご注意を : 特にありません。
お問い合わせ先 : 産業部 林業振興課

穴栗材の家づくり支援事業補助金

◆ こんなときに利用できます

穴栗材を使い、住宅の新築工事またはリフォーム工事を行おうとする場合に利用できます。新築は、床面積が80㎡以上で、穴栗材の使用量÷延床面積が0.1以上、リフォームは、工事費が50万円以上で、木材の使用量の50%が穴栗材であることなどの条件があります。

◆ 助成率または助成金額

新築工事…延床面積等により算出した額で、市内は上限20万円、市外は上限5万円
リフォーム工事…使用した穴栗材の量等により算出した額で、市内は上限10万円、市外は上限5万円

補助金の対象になる人 : 兵庫県内で住宅を新築またはリフォームする者
受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。
この点にご注意を : 特にありません。
お問い合わせ先 : 産業部 林業振興課

商工業・観光に関する補助金

※各補助金の詳しい内容につきましては、担当までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

起業家支援助成金

◆ こんなときに利用できます

市内で新たに起業する者に対して起業に要する費用の一部を助成します。

◆ 助成率または助成金額

固定資産税相当3か年分、店舗の改装・設備購入費の3分の1、雇用奨励補助金1人20万円

補助金の対象になる人 : 市長に申請し、その認定を受けた者

受付時期・申請方法 : 随時

この点にご注意を : 助成を受けるには個々に条件がありますので事前に担当課へご相談ください。

お問い合わせ先 : 産業部 商工観光課

産業立地促進助成金

◆ こんなときに利用できます

市内に工場等を新設又は増設する者に対して課税免除をしたり、用地の取得費や上下水道分担金・使用料等の一部助成、新規雇用等に対する補助を行います。

◆ 助成率または助成金額

固定資産税の免除（新設：5か年度、増設：3か年度）、上限を2,000万円として用地取得費用の2分の1以内、上限を500万円として上下水道の新規加入分担金の2分の1以内、上限を100万円として上下水道使用料の2分の1以内、上限を500万円として敷地の緑化整備に要した費用の2分の1以内、合計額2,000万円を上限として新規地元雇用者1人につき50万円（社会保険加入者に限る。雇用保険加入のみの場合は5万円。）、合計額300万円を上限として障がい者の雇用1人につき30万円（雇用保険加入者に限る。）

補助金の対象になる人 : 市長に申請し、その指定を受けた者

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : 産業部 商工観光課

学生合宿促進補助金

◆ こんなときに利用できます

市外学生が市内の旅館等において延べ人数で10泊以上となる合宿を行う場合の宿泊費を助成します。

※延べ人数とは：例えば10人が1泊した場合は10泊と算定することになります。

◆ 助成率または助成金額

延べ人数で10泊以上の合宿に対し、1泊1,000円の補助（上限20万円）、カヌーの場合は奨励種目とし1泊1,500円（上限30万円）を補助します。ただし、小学生の団体についてはいずれも1泊500円（上限10万円）。

補助金の対象になる人 : 市外の小・中学生、高校生、短大、大学生

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 平成28年度で終了予定です。

お問い合わせ先 : 産業部 商工観光課

移動販売車購入補助金

◆ こんなときに利用できます

移動販売を行っている、または行おうとする小売業者が車両の購入、設備の改修、宣伝に要する費用が対象になります。

◆ 助成率または助成金額

上記の経費の2分の1を200万円を限度額として補助します。

移動販売の対象地域 : 波賀町・千種町全域、一宮町（神戸地区を除く）、山崎町蔦沢、土万地区

受付時期・申請方法 : 随時受け付けています。

この点にご注意を : 特にありません。

お問い合わせ先 : 産業部 商工観光課

“ふるさと宍粟”への想いを届けてください！

「ふるさと納税」受付中

5千円以上の寄付をいただいた方には、寄付の金額に応じた宍粟市の特産品をお贈りします。

詳しくは、「宍粟市 ふるさと納税」で検索していただくか、下のQRコードから申込みサイトをご覧ください。

宍粟市 ふるさと納税

